

# 令和5年第1回川西町 議会定例会会議録

令和5年3月2日 木曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木 幸 廣      副議長 寒河江      司

## 出席議員（11名）

1番 井上 晃一 君	2番 遠藤 明子 君
3番 渡部 秀一 君	4番 吉村 徹 君
5番 島 貫 偕 君	7番 伊藤 進 君
8番 神村 建二 君	9番 橋本 欣一 君
10番 淀 秀夫 君	13番 寒河江 司 君
14番 鈴木 幸廣 君	

## 欠席議員（1名）

11番 高橋 輝行 君

## 説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 大滝 治則 君
危機管理主幹 前山 律雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課 長 安部 博之 君	政策推進課長 遠藤 準一 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課 長 小林 俊一 君
産業振興課長 井上 憲也 君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 内谷 新悟 君
地域整備課長 奥村 正隆 君	教育文化課長 金子 征美 君
農業委員会 会長 大沼 藤一 君	監査委員 嶋 貫 榮次 君

財 政 主 査 石 田 英 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大 友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 ( 第 2 号 )

令和5年3月2日 木曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 神 村 建 二 君
2. 渡 部 秀 一 君
3. 橋 本 欣 一 君
4. 吉 村 徹 君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は7名でありますので、本日と3月6日に行うこととし、本日は4名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の8番神村建二君は質問席にお着きください。

第1順位、神村建二君。

(8番 神村建二君 登壇)

○8番 おはようございます。

さきに通告してありますとおり、今回は災害の全容について質問をしたいと思っております。

まず初めに、昨年8月の豪雨に被災された方々に対しまして、改めてお見舞いを申し上げたいと思います。また、災害の対応に全力を尽くされた町役場の職員の方々及びご尽力された関係者の方々に厚く御礼を申し上げます。

それでは、質問をいたします。

最初に、豪雨災害全容解明後の課題と対策は。

昨年8月3日、本町に降った大雨は観測史上最高の水位を記録し、洪水、土砂災害による

道路、河川、農業施設、ため池の決壊など、記録的に大きな被害をもたらしました。国の災害査定では激甚災害に指定され、復旧工事も着手してきていますが、約半年が経過した現在、全容解明も進んでいるものと思います。現在見えてきた全容の事実、課題及びその対策をどのように把握されているか伺います。

観測史上初めてと思われる鏡沼の決壊については、その復旧工事が本町から県に委託されており、国の災害査定を受けて復旧工事の実施設計も進んでいるものと思われます。工事は未着手のようですが、原状回復の復旧にとどまらず、今回のような豪雨にも耐えられる強靱なため池をどのように構築するか、ハード面、ソフト面からどのような対策が考えられるか伺います。

災害により家屋が半壊または床上浸水、床下浸水等の被災住宅は377戸になりますが、被災し空き家となった住民の衣食住のフォローはどのように行っているか伺います。

このたびの災害は、本町では大きな土砂災害は発生しませんでした。県内には土砂災害警戒区域が5,176か所あり、被害の防止、軽減が急がれているが、その対策は道半ばと言われている。

昨年の大みそかに鶴岡市西目で17棟が倒壊し、2人が死亡する大規模な土砂崩れが発生した。現場は土砂災害警戒区域に指定されていた。裏山はなぜ崩れ落ちたか。専門家の分析では、12月の大雨と融雪水で岩盤の割れ目に水がしみ込み、地下に大量に浸透していった結果、破砕が進み、深層崩壊と高速地滑りが起きたと考えられている。

本町には、そのような土砂災害の危険箇所は何か所あるか、またその対策はどのようにされているか伺います。

豪雨災害時に水田の水をためる機能を利用して減災を図る田んぼダムは、雨水の排水量を抑制し、下流域の急激な水位上昇を抑える仕組みで、県が昨年6月に県田んぼダム推進情報連絡会を設立し、置賜地方でも本町で実証実験が行われてきた。検証結果と展望について伺います。

次に、米坂線再開に向けての対応について。

昨年8月の豪雨に伴い、運休が続くJR米坂線について、運行再開の早期復旧が望まれています。現在、今泉坂町間はバスによる代行輸送が行われているものの、特に高校生の通学時の不便さは論をまたないところです。

本町原田町長をはじめ沿線首長が先日JR東日本新潟支社を訪問し、早期復旧の要望書を手渡したとの報道がありました。運行再開の具体的な計画は示されなかったようですが、保

護者の送迎が不要な態勢を一日も早くつくるのが肝要と考えます。あらゆる観点から検討を重ねて、打開の道をどう考えていくか、対応策について伺います。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、豪雨災害全容解明後の課題と対策はにおける全容の事実、課題および対策をどのように把握しているかについてであります。町では現在も昨年8月3日の大雨等による災害対策本部を設置しながら、これまで計20回の災害対策本部会議を開催し、継続的な被害の状況把握、復旧復興に向けた各種支援の実施、国の災害査定や復旧工事の対応等を行っております。

大雨をもたらした気象状況においては、前線及び低気圧の影響により線状降水帯が発生し、令和元年度の台風19号、令和2年度の7月豪雨の24時間雨量を大幅に超える385.5ミリメートルの降雨を記録、ため池の決壊や多くの土砂災害、浸水被害等をもたらした記録的な災害となりました。

被害状況としては、建物浸水946棟、農作物等被害面積450.6ヘクタール、農業用機械被害98台、道路被害においては、県管理道路施設25か所、町道12路線、河川被害においては、県管理河川72か所、町管理河川15か所、ため池等農地・農業用施設被害450か所、林道被害9路線55か所、上水道被害6か所、事業所被害32事業所、観光施設被害2か所、産業廃棄物仮置場搬入台数延べ3,753台、処理数量997トン等となっております。

被害額としては、総額約50億2,300万円となっており、主な項目として、建物浸水の被害額が約24億300万円、農作物等の被害額が約2億9,000万円、町道の被害額が約1億7,700万円、町管理河川の被害額が約2億7,000万円、農地・農業用施設の被害額が約14億円、町内事業所の被害額が約1億2,400万円、観光施設の被害額が約1億5,700万円となっております。

今後の課題としては、台風の接近等による予測ができる大雨とは異なり、想定外の短時間豪雨時は、これまで以上に气象台等から発令される大雨警報・土砂災害警戒情報等に基づき、的確な事前情報の発信が必要であると認識しており、早め早めに避難誘導等を実施しながら、町民の安全確保に万全を期してまいりたいと考えております。

また、避難所開設についても、町が開設する緊急指定避難所のほかに、地域の実情を踏まえ、自治会公民館等を活用した地域連携による一時避難所の開設も含め、自主防災組織と連

携し、安全確保を図ってまいります。

町は、川西町地域防災計画に基づき、国や県、消防や警察等と連携しながら対応しておりますが、町民の皆さんには、災害への備えとして町が示したハザードマップを活用し、安全な避難行動を取っていただくとともに、行動の目安となるマイ・タイムラインの作成の取組を推進してまいります。

次に、ため池をハード面、ソフト面からどのような対策を考えるかについてであります。鏡沼の決壊被害を受け、これまで山形県や国の機関である農研機構とともに調査及び検討会を実施してまいりました。その中で、国の災害復旧事業については原形復旧が原則となっておりますが、近年多発するために池における豪雨被害の状況を踏まえ、現在の農業用ため池設置基準に合わせて機能を強化する復旧が可能となっているとの情報を受けました。そこで、堤体本体の強靱化や緊急放水施設の整備、洪水吐きの機能強化を含めた復旧策を講じる方針を作成し、国の災害査定を受け、鏡沼地区の復旧計画を決定いたしました。

なお、鏡沼地区の復旧工事については、山形県に委託し、県事業として12月から実施設計を進め、新年度に入ると具体的な復旧工事が始まる予定となっております。あわせて、令和5年度の防災重点農業用ため池緊急整備事業により内山沢エリアの総合的な災害復旧方針を作成しながら、新八堤のしゅんせつや水路のかさ上げ等のハード面の整備を順次進め、内山沢地域の水利施設の防災機能を高めてまいりたいと考えております。

また、ため池の復旧工事と併せ、ため池の監視体制の確立も必要であることから、鏡沼地区の農業用ため池への監視カメラの設置について、令和5年度の農業用水路等長寿命化防災・減災事業で整備を進めることとしております。あわせて、鏡沼地区の監視員の設置について新年度予算に計上し、日常点検の実施や緊急時の対応策について、町と土地改良区、監視員が連携し、災害の未然防止を目指したソフト面の体制を構築したいと考えております。

次に、空き家となった住民の衣食住のフォローはどのように行うについてであります。住宅被害において、罹災区分で半壊判定となった世帯は4世帯あり、うち2世帯は災害救助法に基づく住宅の応急修理支援を活用しながら住宅修理、復旧を行い、現在の生活を行っている状況にあります。残り2世帯のうち1世帯は既に被災者生活再建支援制度の申請を行い、空き家となった住宅解体を完了しており、独り暮らしの高齢者世帯であったことから、現在は町外の親族と同居生活を行っております。さらに、残り1世帯は、町営住宅に転居し生活を行っており、空き家となった住宅については、冬期間に入ったこともあり、雪解け後の解体に向けて被災者生活再建支援制度の活用による解体準備を進めておられます。

このたびの住宅への浸水被害を受けた世帯へは、日本赤十字社、共同募金会、山新放送愛の事業団など県内外から寄せられた義援金を、被害の度合いに応じた配分額を交付しながら復旧等への支援金として支給しております。さらに、県からの独自見舞金の交付や町からの見舞金も個別にお渡ししており、訪問時に伺ったご意見等を今後の被災者支援に活かしてまいりたいと思っております。

次に、土砂災害の危険箇所は何箇所でもその対策はありますが、土砂流出を伴う災害が発生した場合、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定され、加えて、建築物にも損害が生じるおそれがある区域は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されております。また、土砂災害警戒区域等は、土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定により、土石流、急傾斜地、地滑りの3つに区分されております。

昨年8月現在、土砂災害警戒区域は県内では5,223か所あり、町内では62か所が指定されております。その内訳は、土石流が36か所、急傾斜地が9か所、地滑りが17か所となっております。さらに、土砂災害特別警戒区域は、県内では3,539か所、町内では41か所指定されております。内訳は、土石流が32か所、急傾斜地が9か所となっております。

森林整備関係の危険箇所については、県が指定する崩壊土砂流出危険地区が町内に35か所あり、県が中心となり対策を講じることとしていることから、その防災対策の一つとして、県が指定する長寿命化個別施設計画に基づく治山ダムが町内に37基設置されております。あわせて、被災時の復旧事業や点検活動については、県と町とが連携し実施することとしております。

本町においては、これまで平成24年、25年、28年に土砂災害警戒区域が指定されております。指定された際は、当該地区において県主催の説明会を開催し、地域住民に状況を説明しており、あわせて、町としても警戒区域のある自治会に対し、災害時の避難所への避難経路を示したハザードマップを作成し、当該自治会内へ全戸配布するなど、広く周知に努めてきているところであります。

また、令和元年度に町が作成、全戸配布した川西町洪水・土砂災害ハザードマップに指定箇所を示し、有事の際に備えた行動を促しております。さらに、町のホームページ等においても、ハザードマップに加えて土砂災害の前触れ（前兆現象）のチラシをお示ししながら、危険回避に向けた周知の徹底を図っております。

現地状況確認については、毎年、出水期前の時期を利用して主要な区域の合同点検を行っ

ており、置賜総合支庁の関係課や米沢警察署、置賜広域行政事務組合川西消防署及び町関係課が参集し、昨年6月20日に上小松地内、上奥田地内、玉庭地内の急傾斜、土石流の土砂災害警戒区域の合同点検を実施し、現状把握等を行いました。また、災害発生が予想される大雨時には、道路、河川の状況確認と併せ、住家のある土砂災害警戒区域についてもパトロールを実施し、安全確保に努めております。

土砂災害特別警戒区域に関係する支援策としては、同区域内に存する住宅の移転を促進し、崖地の崩壊等から住民の命を守ることを目的として、移転者に対し、国・県及び町が協調して補助金を交付する制度を設けているところであります。

次に、減災効果ある田んぼダムの検証結果と展望はについてであります。近年、河川や水路等の流域関係者の総力で水害に取り組む流域治水といった考え方が広まっており、その中で、水田の貯水機能に注目した田んぼダムが各地で推進されております。

山形県では、令和4年度にやまがた田んぼダム推進事業をスタートさせ、田んぼダム連携事業と田んぼダム貯留機能効果検証事業の2つの事業が展開されております。初年度の重点地区として置賜地区が指定され、本町の尾長島地区と飯豊町中地区に実証圃を設置し、田んぼダムの貯留機能を測定する実証試験が行われました。

その実証試験のデータと分析結果が2月に開催された山形県田んぼダム推進情報連絡会で報告され、尾長島地区に設置された8.4ヘクタールの実証圃で収集された7月15日の降雨時のデータを基に分析が行われ、その内容が紹介されました。結果としては、設置された堰によって排水ピーク時の排水流量の50%程度の抑制効果が見られるとともに、総排水量も30%の抑制効果が見られ、田んぼダムの貯留機能効果が発揮されたと結論づけられ、田んぼダムの有効性が確認されるとの内容でありました。

このたびの実証圃の設置に当たっては、川西東部維持管理組合に協力をいただきましたが、設置や調査過程で課題も見つかっております。1つは、田んぼダムの取組は、雨水を貯留するための畦畔高が30センチ程度必要であること、2つ目が、水尻施設が統一されていないため排水管理が不便であること、そして3つ目が、大雨時に冠水する地域と田んぼダムの取組むエリアが一体ではなく離れており、水尻ますの設置費用や水位調整等の管理作業に負担が発生する上流域の農家の理解をどのように得るか、またその対象範囲が地区外であったり市町村を超えた場合、調整をどのように図っていくのかなどであります。

現在、田んぼダムの普及に向け、県と連携し、尾長島地区で得たデータを活用した地域での説明会を開催するとともに、尾長島の実証圃において、水田畦畔や排水施設、排水路等、



田んぼダム機能の整備を農地耕作条件整備事業を活用して行うこととしており、今後、地域全体で取組を強化し、流域治水対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、米坂線再開に向けての対応策はにおける打開の道をどう考えていくかについてであります。昨年8月3日の豪雨により、JR米坂線は橋梁の崩壊や線路の道床の流出により、今泉駅と坂町駅の間で運転再開のめどが立たない状況となっております。

これまで、国土交通省や県への要望活動を実施するとともに、本年1月16日には、山形県、新潟県両県と米坂線沿線の首長が東日本旅客鉄道株式会社新潟支社を訪問し、JR米坂線の再開について要望を行ってまいりました。

1月30日には、東日本旅客鉄道株式会社東北本部総務部企画課長が来庁され、JR米坂線の現状について説明を受けたところであり、改めて被害の大きさを確認したところであります。JR米坂線は赤字路線との報道など再開に心配の声が聞こえる中ではありますが、地域住民にとって重要な公共交通機関であることを伝え、復旧に向けた対応状況について伺ったところ、全体の災害復旧を踏まえた上での鉄道の復旧のため、検討には相当長い時間を要するものの、地域の意向を第一に検討を進めていきたいとの回答をいただいたところであります。

また、鉄道の代替手段としては、坂町から米沢までの上り1便のほか、主に坂町今泉間の上り11便、下り12便の代行バスが運行されており、通学通勤に支障がないよう配慮がなされております。

JR米坂線については、通学通勤をはじめとする地域の生活に不可欠な路線であると同時に、山形県と新潟県を結ぶ広域的な観光・交流ネットワークを形成する上でも重要な路線であります。本町として、継続して国に対し、復旧に向けて東日本旅客鉄道株式会社に要請いただくよう要望活動を行っていくとともに、県や米坂線整備促進期成同盟会とも連携しながら、東日本旅客鉄道株式会社に対し早期復旧の要望を行ってまいります。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 神村建二君。

○8番 どうもありがとうございました。

それでは、去年8月の豪雨では、幸いにも人的被害というのがなかったわけですが、一步間違えれば人命が失われたという結果にもなりかねなかったわけですが。

それで、2月14日、先月の14日に、国交省の主導で県内水系の治水協議会というのが行われております。国・県・町が昨年8月の豪雨の取組状況を確認して意見交換会を行っている

という報道がありました。その意見交換の中で、飯豊町では8月豪雨で被災した萩生川のうちの中で事前に拡幅などを進めていた区間は全く無傷であったという報告がありました。災害が起きる前に対策を講じる必要性が感じられるわけですが、この事前に河川の拡幅などを進めて被害を食い止める対策は、災害に対する具体的な対策として検討に値すると思いますが、所見を伺います。

○議長 原田町長。

○町長 2月14日の協議会には私も出席、Z o o mではありましたが、参加させていただいて意見表明をさせていただきました。昨年の8月の豪雨を受けまして、現場を各省庁の職員の皆さんや大臣も視察などをいただいたわけでありまして、10月1日に防災担当大臣である谷大臣が本町にもおいでいただきました。あわせて、飯豊町の視察もされたわけでありまして、担当大臣が直接おいでいただいたその前に、内閣改造の前にも防災担当大臣が来られて、同じ職務の方が2度ということはありませんけれども、谷大臣が来られたのは、強靱化を図った堤防が今回の災害でしっかり機能を果たしていた、強靱化を進めることが、災害に強い、災害に負けない状況がしっかり確認されたと、その現場を視察されたところでもあります。そういう意味では、国の施策として今後災害に対応するための事前の対応策として、様々な河川をはじめとした強靱化を図っていく、そういったものに予算措置をしていくことの有効性が確認されたという報告をいただいたところでありまして、我々もそういった内容で、今後一層施設整備などに重点化されることを期待しているところでもあります。

○議長 神村建二君。

○8番 それで、本町にもいろいろな準用河川がありますけれども、事前にそういった手を打つという計画は今のところはございませんでしょうか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまありましたご質問にお答えさせていただきます。

本町には、準用河川が6河川ほどございまして、災害に依りながらしゅんせつ等、これまで実施をしてまいったところがございます。ただ、やはり災害が何回も重なるような河川としましては、やはり大舟の山口沢川、それから吉島の万福寺川、この2路線では、やはり台風19号ですか、これによって被災を受けたということでございますので、その対策に向けてやはり治水対策を強化しようというふうなところで、築堤に向けた整備計画を持っているところがございます。具体的に山口沢のほうは進んでおりますが、万福寺川については、8月

の豪雨を受けながら、再度現在は見直しを行っているところでございます。

○議長 神村建二君。

○8番 事前にそういった手を打つということが非常に効果があるということが実証されているわけですから、本町としてもそういったところに力を入れていっていただきたいというふうに思います。

次に、鏡沼の対応でございますが、この対策としては、水路を拡幅して排水能力を向上させる、それから緊急放流工を設置する、準備すると。それから、遠隔監視システムを準備する、そして堆積した土砂の除去や修繕の必要性を確認するというようなことでございますが、被害が拡大した要因として、土砂を含んだ雨水が水路を越流し、農地や住宅域に流入したことにより被害が拡大したと見られている面がございます。つまり、日常管理の中で堆積した土砂の除去、いわゆるしゅんせつ作業を、鏡沼、新八堤共に年に1回とか定期的を実施することが大変必要であると思われるわけですが、先ほどのご答弁では、新八堤についてはそういったしゅんせつをするような計画の説明がございましたが、鏡沼についても定期的にそういった泥上げをするというようなことが必要かと思いますが、所見を伺います。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

鏡沼の災害復旧につきましては、山形県のほうにお願いしながら、今実施設計を行っている段階でございます。新年度になると工事が始まるというふうに思いますけれども、その実施設計の中で堤体をつくるわけですが、堤体をつくる土として堤内の、ため池内の土砂を使い、改良しながら堤体を構築するという計画がございます。そのような中でしゅんせつがなってくると思いますし、それでも余ったような土につきましては、その後の事業の中でしゅんせつを行いたいというふうに考えております。

○議長 神村建二君。

○8番 しゅんせつするという事は分かりましたが、これを定期的に日常管理の中で今後続けていくということが必要かなというふうに考えられるんですが、その辺のような計画はございますか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 堤体内の土砂のしゅんせつについては、定期的にやらなければならないと思いますけれども、毎年というのはちょっと厳しいと思いますので、土砂の堆積状況を踏まえながら、計画的にしゅんせつすることが必要かと感じております。

○議長 神村建二君。

○8番 状況を見て、必ずしも毎年ということでもなく、やはり定期的にやるということが次善の策として必要なというふうに思われますので、そういった観点からひとつ検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、住宅の被害でございますが、いわゆる空き家になっている状況が見られましたんで質問させていただいたんですが、床上浸水、それから床下浸水、この被害の住宅の戸数が、本町からの発表によると377戸あったというふうに説明がありました。先ほどの答弁にもありましたように、修繕費用の補助制度などがございますので、それを利用しておられた方もおりますけれども、いわゆる先ほどの4件というのは、非常に被害が大きくて空き家になったような状況のものでございますが、377戸の中にはそれに近いような家屋もあるかと思えますが、いわゆる空き家までいかななくても、床上浸水されて非常に途方に暮れて、修繕もままならぬという方も見受けられましたんで、そういった方の手当てというのは何か具体的にございますでしょうか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 お答えさせていただきます。

ありましたように、床上、床下ということで377戸ほど被害を受けられました。内容は、床上された方が149戸、それから床下が228戸ということでございます。特に、先ほど町長のほうからあった4件については、判定の中で半壊ということで、非常にやはり壊れ方がひどかったというふうなところでの答弁の内容だったかなというふうに思います。

その次に、準半壊という判定が住宅のほうであった件数については、34件ほどございました。そういった方については、まず準半壊の方については、半壊の方も含めてなんですが、先ほどあった被災者生活支援制度のほかに国・県の災害応急制度がございまして、それを活用して応急修理ということで補助制度がございます。それを活用された方が、まず半壊の方では2件の方がその応急制度を活用されております。この方は65万ほどの県からの支援があるということになります。それから、34戸の準半壊の方については、22件の方がこの制度をご利用されまして、その方については31万8,000円ほどの支援制度ということで活用されているところでございます。

なお、そのほかにつきましては、町独自での被災された方に対する被災住宅支援制度を設けております。先ほどあった377件の方全戸にこの制度の内容をお知らせをしながら、現在、床上の方では91件、それから床下の方では37件ということで、全体128件の方がこの制度を

ご利用されながら住宅修繕に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 神村建二君。

○8番 国とか県とか、あるいは町独自のそういった支援策がございまして、非常に助かっているわけですが、前に町から報告があった内容によりますと、床上浸水の方で、今、町の補助制度を受けられた方が91というふうに説明がありました。それから、床下浸水が37戸あったんですけども、床上浸水が149戸、それから床下浸水が228戸のうちの91戸と37戸の申請ということだと、パーセンテージでいくと60%か50%かというような感じになるんですが、非常に思ったよりそういった申請して補助を受けるという方が少ないというふうに見受けられるんですが、そういった何が原因で、全く要らないわけじゃないんですけども、そういった修繕費用の補助制度というのがきちっと対象者に理解されて利用しやすい制度になっているかどうかということも考えられますので、その辺の配慮というのは何かございましたか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 先ほど申し上げました町補助制度の利用実績について、パーセントで申し上げますと、床上の対象の方は61%ご利用されております。床下の方については16%、合計で申し上げますと、全体では34%の利用となっているというような割合となっております。

町としては、この制度周知は、ホームページ上でも掲載はしているんですが、それでは伝わらないということでもありますから、それぞれ被災された方々全戸に対して複数回、町助成制度の内容をお送りしながら、この活用に向けて周知を行ってきているところでございます。最高で47万5,000円ぐらいの補助支援でございますので、そういった金額を明示しながらお知らせをつけているところでございますが、それぞれの個別の事情についてはなかなかこちらでも把握はし切れないところはございますが、様々な共済制度に加入されているご家庭もございますので、そういったところの加入の中で、この制度を使わなくても修繕をされた方もいらっしゃるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長 神村建二君。

○8番 それで、この町自体の修繕費用の補助制度というのは、もう受付とかそういうものは終わったんでしょうか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 現在の要綱上は、年度内ということの中での完了見込みということでの支援

になっておりますが、いろいろ個別の中で、やはり大工さんの都合によってなかなか工事も進まないというような実態、あるいはボイラー設備でありますと、その設備の納入の時期がどうしても間に合わないというような問合せも、多くはないんですが、数件ほど届いておりますので、町としては、年度内ということではなくて、過日、2月の臨時議会の中で、この町の住宅支援制度について、予算を繰越しをして対応するということをご可決をいただきましたので、この辺については残りの対象者に対して、改めて次年度対応も可能だということでは周知をこれからしてまいりたいというふうに思います。

○議長 神村建二君。

○8番 ありがとうございます。

次に、土砂災害についてでございますが、ご存じのように、鶴岡市ではああいった2名が命を落とすというような土砂災害が発生したわけでございます。本町の場合にもそういった土砂災害の警戒区域、あるいは特別警戒区域というのが、先ほど説明ありましたように何か所もあるというような状況でございます。それで、雨が降って実際に被害が起きることになりますと、もう本当に命からがら、命が奪われるというのが心配でございますが、先ほどそういった警戒区域についてパトロールを実施しているというご説明がございました。これは、パトロールというのは日常の管理の中では非常に重要な要素を占めていると思われまますが、その中で、危ないところは住宅の移転を促進するというようなことをやられていると。住宅の移転者に対しては、国・県、それから町が協調して補助金を交付するというようにご説明がございましたが、この補助金というのは具体的にどの程度のものを想定というか、決まりの中でなっているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

補助支援につきましては、崖地に近接しております住宅の移転に対する補助ということで、基本的に国の要綱に沿って各市町村がその要綱をつくりながら交付を行うというものでございますが、その内容については、まずはその住宅の除却、取壊しをする場合に対して、これについては上限としては97万5,000円ということになります。それから、除却に加えて新たに建てるというような方については422万5,000円、これが上限と示されております。さらに、除却、それから土地を新たに購入して、そしてさらに建設をするというような場合については518万5,000円というような金額が上限と示されているところでございまして、それぞれ国のほうが2分の1、県が4分の1、町が4分の1の範囲内の中で支援をする制度ということ

でございますので、町としてもそういった申出等があれば、こういったところの活用を支援してまいりたいというところでございます。

以前、こういった急傾斜地等々、土砂災害警戒区域が指定された家屋の方々に対しては、一度この支援制度の内容をお持ちしながら周知をした経過ということがございますが、改めてそういったところも繰り返し周知をしながら、情報提供に努めてまいりたいというところでございます。

○議長 神村建二君。

○8番 その警戒区域に住んでいらっしゃっても、なかなか避難するとか、あるいは移転するとかというのはできないというのが現状でございますが、実際にこの制度があつて、本町でこれを利用されたという方はいらっしゃるんですか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 町内では利用された方はございません。

○議長 神村建二君。

○8番 これも先ほどの補償制度と同じように、利用しやすいような方法でひとつご案内のほう、住民に対するご案内をしていただきたいというふうに思います。

次に、田んぼダムの件でございますが、これは山形県絡みで進んでおりまして、先ほどの説明がありましたように、本町でも実証実験を行ったと。非常に効果があるということが見られたということでございまして、今後、やはり本町には田んぼがいっぱいございますから、そういった田んぼを利用して減災を進めていくということが非常に重要なことかと思われま

す。

それで、課題の一つとして、これは田んぼの持ち主、地主さんですね、所有者の方の了解とかご協力とかそういったことを得ないとなかなか前に進まないというふうに思われますが、そういった農家の方に対する理解をどういうふうに進めていくかという施策は何かございますか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

町長答弁の中でも課題の点についてご説明申し上げましたけれども、浸水エリアとこの田んぼダムの実施エリアが同じ場合はいいんですけれども、離れている場合が多いわけございまして、離れた土地にある農家の方の理解を得ることが重要なことになっております。また、今回は吉島の尾長島の万福寺川周辺を対象にして実施しておりますけれども、洲島地区

の浸水エリア、今回尾長島で実証を行っておりますけれども、実は万福寺川に流れる水の半分は米沢市なんです。そうすると、吉島地区で合意形成をして実施しても、その上流域の米沢地区の理解も得ないと、あの万福寺川全体の治水対策ができないということもございまして、そういう広域的な取組が必要だということもございまして。

この田んぼダムの実施に当たっては、水利経路に沿った対策がメインとなっておりますので、水利組合とか土地改良区さんの理解がないと進まないのかなとも、これまでの先進事例や会議のほうでもそういう指摘をいただいております、水利組合、土地改良区さん含めて、農家の方の理解を、今回の吉島地区で得たデータを基にPRしながら普及拡大することが重要なことというふうに考えているところでございます。

○議長 神村建二君。

○8番 なかなか今の説明でも、前に進むのが非常にそういった困難があるということでございますが、その中で農家の方、田んぼの所有者の方が何かメリットを感じないとなかなか前へ進まないような気がするわけなんで、その辺のこういった利点がありますよというふうな、何かないでしょうかね。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 これまでも推進会議の中で、やっぱり農家にメリットがないとこの事業は進まないんだという話をたくさん受けております。その中で、庄内の鶴岡でやっている地区では、土地改良の水利費を数百円軽減することによって、農家の方の協力、理解が得られたという事例もございまして。また、この制度を活用するに当たりまして、多面的機能支払交付金事業の中で、地区の2分の1の合意があれば、300円ないし400円の上乗せをするという制度もございまして、そういうものを研究しながら普及をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長 神村建二君。

○8番 ぜひそういった方法で進めていただきたいなというふうに思います。

最後に、米坂線の再開、打開の道でございますが、ご説明ありましたように、1月16日に、原田町長をはじめ周りの首長さんが一緒になってJR東日本の新潟支社に出向いたということでございまして、なかなかJRというのは怪物でございまして、一筋縄ではいかないというふうに考えられます。やはり連携して、同じように近隣の市町と連携をしながら進めていくということが大事かと思われるわけですが、そういった出かけていくというようなアクションを次の段階ではどういうふうに考えられていらっしゃるか、もし計画があればお聞きし



たいと思いますけれども。

○議長 原田町長。

○町長 今回、新潟支社にお邪魔しながら、いろいろ意見交換をさせていただきました。例えばですけれども、飯豊町さんから出たのは、せめて樺駅まで、今泉から樺駅まで再開してもらえないかというお話もありました。しかし、信号ケーブルの系統が、今泉から川西のほう、東側は仙台支社が管轄している、そして今泉から西は新潟のケーブルで管理しているということで、そこが大きなハードルがあるんですという話もいただきました。

さらに、新潟に向かう折に、関川村から村上のほうの被災状況を車から見せてもらいましたけれども、沢がどんどん落ちていまして、線路がない状態も多々ありました。飯豊町の小白川もそうなのですが、歪曲している河川を真っすぐにするというようなことも計画されているというふうにお聞きしておりますけれども、どのような、根本の全体の災害復旧がどうなるのかということが見えないと、線路の復旧だけすればいいという話ではなくて、全体の災害復旧の進み具合の中で方向性が定まれば、鉄路の復旧工事にも入れるということで、相当の時間が必要だと、検討の時間が必要だというお話でありましたので、我々からすればこの川西分、今泉から米沢までの間は利用されておりますので、そのことには大変感謝しながらも、今後は車両の点検作業とか、かなりJRさんも負担が大きい状況もありまして、そういう中で苦労を重ねながら運転されていること、また代替バスが輸送されているということなどに対して感謝申し上げながら、粘り強く地元としての米坂線の復旧の願いを形にするような取組がないと、JRさんだけに負担をかけるのではなくて、地元沿線の住民や自治体ができるかということも一緒に考えながら提案していくことが求められているのかなというふうに思っておりますので、ぜひ町民の皆さんとも様々な議論を交わさせていただきながら対応していきたいというふうに思っております。

1つの事例として、只見線の復活が昨年ありました。只見線の中でも、あれも11年かかったわけでありまして、やはり県と沿線自治体で協議会を設置したり、また基金を造成して上下分離方式につながるような対応なども検討されておりますので、そういった先進事例からすれば、地元自治体に様々な負担が発生する可能性もございますので、そういう意味で沿線自治体との協議なども必要かというふうに思っております。

○議長 神村建二君。

○8番 なかなかJRも赤字路線をどうするかというようなことで、廃止路線というような話題も上がってくるわけですが、そういうふうにならないように、今町長がおっしゃ

ったような、町として、町民として何ができるのかということも併せて考えて、そして早い段階での復旧を望んでいきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 神村建二議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時50分といたします。

(午前10時33分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

---

○議長 第2順位の3番渡部秀一君は質問席にお着きください。

第2順位、渡部秀一君。

(3番 渡部秀一君 登壇)

○3番 本日は、大変多い傍聴者の皆さんの前で大変緊張しておりますが、何とかやりたいなと思います。

それでは、通告のとおり質問を始めます。

町の観光拠点であるダリヤ園周辺について、令和5年度に向けどのような復旧整備を計画されているかお聞きします。

昨年8月、豪雨災害でアクセス道路である上六角平谷地線が通れなくなったため、現在は宮町及び公園下からのアクセスと、平谷地橋からのほうのアクセスとなっておりますが、冬期間、浴浴センターまどかに行った町外の方に言われたことがあります。どの道も除雪した雪が道にはみ出して狭く、対向車と擦れ違うのが大変だったこと、そして宮町から公園入口までが分かりにくかったそうです。町内の方は通常のことと置いていらっしゃるでしょうが、やはり町外からの方は大変だったようでございます。このことから分かるように、町外から訪れる方にとって、上六角平谷地線は大変重要な道路でございます。

町民の方からもよく聞かれます。この道、いつ開通するのか、どのように復旧するのかと。私見ながら、道路は前より広くなり、公園2号橋はダリヤ橋と名前がつくくらい立派になると予想しておりますが、いかがでしょうか。

続いて、ハーブガーデンは知名度も上がり、やっとりピーターが増え始めた矢先の被災で

したので、どのようにして立て直すのか、復旧工事の重機、ダンプの工事用道路や水路工事があるので、含めて教えていただきたい。

また、置賜公園も土砂崩れを起こして復旧工事をしなくてはなりません、公園全体の活用法も見直しが必要ではないかと考えます。以前に質問をしたときは散策路という回答でしたが、位置的に考えれば観光拠点の顔の部分であり、鏡沼等の復旧工事で周りの環境が変わることや、ドームステージの除却予定も考えればよい機会だと思えるが、見解をお聞きします。

続きまして、鏡沼の復旧整備ですが、鏡沼の面積は縮小するのでしょうか。また、公園下までの排水路については説明されましたが、そこから下流はどうなるのでしょうか。

観光拠点として、遊歩道を含む内山沢地域、パークゴルフ場（スキー場）、浴浴センターまどか、置賜公園、ハーブガーデン、そしてダリヤ園とまとまったところにありますので、アクセス道路は大変重要であるし、景観を考えれば置賜公園や鏡沼も美しくなければならぬと考えます。町外から観光で訪れる人は大事なお客様であり、もしかしたら移住者になるかもしれません。そのことを忘れないで努めていただければと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 渡部秀一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、観光拠点のあり方とダリヤ園周辺の復旧についてにおけるダリヤ園周辺道路についてであります。昨年8月の豪雨では、町内の道路や河川、ため池や公園等、非常に多くの施設が被災したところであり、その復旧に向けては、国や県の支援を受けながら順次工事発注に努めております。

ご質問の町道上六角平谷地線については、鏡沼と隣接する部分の路肩が決壊し、あわせて川西ダリヤ園から鏡沼に流れる水路に架かる公園2号橋も崩壊したため、8月の被災以降、全面通行止めとしております。

同路線は、ダリヤ園や浴浴センターまどかへのアクセス道路であります。現在は迂回路として町道明神町宮町線を経由し町道殿原公園線を利用いただくよう案内看板を設置しております。また、冬期間においては通常の除雪作業時に幅出し除雪を行うとともに、周辺の町民の皆さんのご協力もいただきながら道路幅の確保に努めておりますが、今後もお不便をおかけしないよう注視してまいりたいと考えております。

町ではこれまで、国からの財政支援を受けるため、11月中旬の災害査定において復旧工法と事業費の承認をいただき、それを踏まえて工事の発注に向けた実施設計を作成し、昨年12月28日に上六角平谷地線道路災害復旧工事と橋梁災害復旧工事を発注しました。

公園2号橋の復旧については、原形復旧の原則に即して、国の災害査定官の指導や現地状況を踏まえ、構造的、経済性、施工性、維持管理等を比較した結果、従前の橋台による橋梁形式から、ボックスカルバート橋で復旧することとし、工事受注者では、契約締結後の1月早々に製造メーカーに対しボックスカルバートを発注し、現在、製品の製造が進められています。

このたびのボックスカルバートは、内空断面が幅5メートル、高さ3メートルで延長は10メートルを超す非常に大型で特殊な構造物であることや、道路のカーブ内に据え付ける施工条件から、製品における構造計算等の十分な照査、検証が必要であります。また、製造工程において製作に相当時間を要することが判明し、ボックスカルバートの現場への納品が4月下旬になる見込みであることから、施工期間を次年度に繰り越して対応する必要が生じております。

工事受注者では、契約以降、現地での基準測量や設計図書の照査、施工体制や工程検討を進めており、ボックスカルバートの納品までの間は、工所用道路の造成やボックスカルバートの基礎工事等、ロスのないスケジュールで施工いたします。その後、ボックスカルバートが納入され次第、速やかにボックスカルバートの据付け工事、護岸ブロックの設置、被災した水道配水管の復旧、橋面防水、アスファルト舗装等、それぞれ一定程度の期間を要する工事となることから、上六角平谷地線の全面開通については、現段階では7月末を予定せざるを得ない状況であります。

平谷地地内にお住まいの皆さんや、浴浴センターまどか、川西ダリヤパークゴルフ場をご利用される方々には大変ご不便をおかけしており、また公園下の殿原公園線や明神町宮町線沿線の皆さんにも、迂回路として車両交通量が多くなりご迷惑をおかけしますが、早期開通に向け最大限努力してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、工事の進捗については、町報等により随時お知らせしてまいります。

次に、ハーブガーデンについてであります。昨年8月の豪雨では、鏡沼の越水、決壊により全域が冠水し、園路をはじめハーブガーデンに接する鏡沼の排水路等に大きな被害が生じており、令和5年度から本格的な復旧工事を行うこととしております。

排水路の工事においては、園内に仮設路等を設ける必要が生じ、一般の利用は困難になる

ことから、令和5年度はハーブガーデンフェアの実施を見送ることとし、復旧工事の進捗を見計らいながら、ハーブ園の再整備とフェア再開の時期を検討してまいります。

また、本園に親しみを持っていただいている皆様との交流や情報発信は継続して取り組む必要があることから、フェア実行委員会が主体となって、各地で開催されるイベントにワークショップやグッズ販売等のブースを出展するなど、ハーブガーデンのPR活動を継続してまいります。

次に、置賜公園の活用法はについてであります。このたびの災害では、ハーブガーデン以外にも園路や北側の急傾斜地、旧日本庭園一帯で復旧工事が必要となっており、実質的には令和5年度から着手することとしております。

議員ご指摘のように、公園一帯は本町の観光拠点であるふれあいの丘の玄関口に当たり、今後の活用法については、野外ステージの除却等も踏まえて再検討をしていきたいと考えております。検討に当たっては、来園者が安全に利用できることを第一に、関係者と意見交換を行いながら今後の方向性を整理、検討してまいります。

次に、鏡沼復旧整備の詳細はについてであります。鏡沼の災害復旧については、現在のため池設置基準に沿った、災害に強い、より強靱な構造とする計画を作成し、国の農業施設等災害復旧事業に申請を行い、また、ため池堤体の強化と併せ、洪水吐け、ため池上流部及び下流部の水路の機能強化を図る整備を行うことで承認をいただいております。

なお、鏡沼の面積については変更ありませんが、復旧工事が完了した後は、大雨に備え、可能な限り低水管理とする方針であります。あわせて、鏡沼や新八堤での緊急時に備える施設として、水位監視システムや緊急放水機能の整備を行うこととしております。

このたびの豪雨災害では、本町を含む置賜地区に発生した線状降水帯により猛烈な豪雨となり、町内各地に大きな被害をもたらしました。特に内山沢エリアに降る雨水をどのように河川等に排水していくべきか課題が明らかとなり、また、12月に4か所で実施したため池の復旧工事説明会でも、多くの町民の方々より心配する声をいただいております。

現在、内山沢地域の排水経路としては、鏡沼を經由し、内山沢放水路から犬川に放流される経路が中心となっておりますが、このたびの豪雨では内山沢放水路への雨水が集中し、大きな被害を発生させることとなりました。その対策には、東陽寺前方面に流れる農業用水路や平谷地集落内の排水路への分水、そして白川幹線水路の活用等による雨水の分散が重要であることが判明しております。

昨年8月の豪雨は数百年に一度の大雨と言われておりますが、集中豪雨がいつ発生するか

分からない中、より強力な防災対策が必要であることが明らかとなりました。これを受け、国の機関や山形県のご指導を得ながら、鏡沼地区の復旧と併せて内山沢エリアの総合的な排水対策計画を作成し、町民生活の安全確保に努めてまいります。

以上、渡部秀一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、まず1つお伺いします。

聞き慣れない言葉で、このボックスカルバート橋というものが出てきましたが、これはコンクリートのトンネルに橋を乗せるというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ボックスカルバートについてでございますが、四角い形状をしたコンクリートの製品でございまして、それ自体を橋とみなして、その上に舗装をかけるというような構造でございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ということは、ただ、それが入ることによって、それが道路の一部という見方なんですか。それとも橋という見方になるんですか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 あくまでここについてはボックスカルバート橋ということでございますので、橋ということでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 普通の道路と同じように見えるような橋になるわけですが、そうすると、先ほど質問に書いたような立派な橋というふうな感じではなくなるわけですね。その形がです、仕上がりが。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 仕上がりは、ダリヤ園から鏡沼に抜ける部分が、今までですと、橋の桁ということで、道路の上流下流の部分に橋を乗せるコンクリートの橋台を置いておったと。その中をダリヤ園から流れている水がため池に抜けるというような構造でございます。この部分を、要は四角いボックスカルバートで、排水路として橋が兼用になるわけですが、流れるということでございまして、橋というか、そういった排水路形式になるので、ただ見た目というのは、以前と変わるというふうな認識は特には持ってございません。

○議長 渡部秀一君。

○3番 大体イメージとしては分かってきました。

それで、高さ3メートルというと結構な高さになるわけですが、ということは、道路のあそこの坂の勾配というのも変わってくるわけですか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 設置の施工については、当然前後の道路がございます。まして、国の復旧については原形復旧という形でございますので、車道幅も今まで同様でございます。高さも今までですから、ボックスカルバート自体が高さが3メートルあるというのは、3メートルの下までのボックスをつくらないと、支持基盤がないといいますか、土質が弱いものですから、そこまでの深さがどうしても必要だということでのボックスカルバートになって、ボックスカルバートの中には、3メートル入れるんですが、流れてくる水位を考えると、その中にコンクリートを入れて、内空はもう少し小さくなるというようなイメージでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 橋のことは大体分かりましたが、では、そういう橋をつくることによって道幅というのは変わってくるんですか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 道幅については、現状の道幅でございますので、前後の道路と同じ幅での幅員になります。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ここには、平谷地地区の人に非常にご迷惑をおかけしているし、そのことも考えながら、町民の皆さんに町報などを使って周知したいという内容としておりますが、その周知するときに、こういうふうになるんだよと全容を周知していただければ分かりやすいと思いますので、そのようなことで一番早く周知できるのはいつですか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 請負事業者とこれまで工程を詰めてまいって、何とか7月まで詰めながら、そのような工程をお示しできる段階になりましたので、今後それを受けて住民の方に周知をしてみたいということでございますが、まずは町民の方については、やはり町報という場面を通しながら、その開通の時期とか、そういった内容についてはお知らせをしていくのが町民に対してはよろしいのかなというふうに思いますが、周辺の地域の方々については、それよりも前に各自治会を通じながらということになるかと思いますが、そういった周知等も検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 周辺の方にも早めにという話でしたけれども、これはやはり回覧とかそういう周知方法という形で理解してよろしいですか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 周知方法については、それも含めて今後その周知の仕方について検討してまいりたいと思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 きちっと周知していただければ、やはりここはこうなるんだなとまず分かっていたいただければ、皆さん安心するのかなと思います。そして、7月が大体目安となっているみたいですが、ダリヤ園の開園前ということで、その辺もやっぱり頑張ってその辺の予定に何とか完成させてほしいなと思います。

続いて、ハーブガーデンのことをちょっとお伺いしたいんですけれども、やはり工事のためにその場所は今年度は使えないという話なので、そのハーブガーデンの現在あるハーブをどこに移植して避難させるというか、それはどうしますか。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 ハーブガーデンフェアの実施に向けましては、実行委員会を組織をし、フェアの開催にこの間当たってまいりました。実行委員会の皆様にご協力をいただくような形で、ハーブの管理などにもこの間当たってまいりましたので、今回の復旧工事、この工事のタイミングですが、私どもハーブガーデンそのものの工事というよりも、大光院堤1号の復旧工事、いわゆる鏡沼でございますが、その影響を大きく受けることとなりますので、それら関連する工事が今後どのように、いつ進んでいくのかというような情報を関係課とも連携を図りながら共有をさせていただき、それを実行委員会のほうにお知らせをし、適正な管理に向けた体制、場所の検討を今後進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、実行委員会につきましては、来週に実行委員会の開催を予定しているところでございますので、まずは現状の情報、これを共有をさせていただき、当面の対応を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 今のところ、まだほぼ決まっていないというような状態だと思いますけれども、実行委員会ということで、その中でいろいろ話し合いながら決めていくということなんですが、その実行委員会で、やはりハーブガーデンの、多分5年度は駄目でも6年度は頑張ろうという



ような気持ちになると思いますので、その辺についてやはりどうしていくかという方向性も話し合っただけで決めるとは思いますが、その辺どういうふうの説明いたしますか。

○議長 井上課長。

○産業振興課長 先ほど町長が答弁をさせていただきましたとおり、ハーブガーデンフェアにつきましては、令和5年度につきましては実施を見送らざるを得ない状況でございますが、それ以後につきましては、工事の進捗の状況を勘案しながら検討しなければいけない部分は大変多くございますが、将来的にまたハーブガーデンフェア、これを実施、開催をするということを目指す目標としながら、現在のハーブの管理をどのようにしていくか、そしてまたそれを続けていくためには、やはりハーブ、ハーブガーデンフェアに関わっていただいている実行委員の皆様のご存在というものは大変大きいものがございますので、それらの皆様方につきましては、他の地域で開催をされるイベントなどに出展をするような形で取組そのものは継続をし、それを今度は自分のホームグラウンドであるこの現状の置賜公園、これを活用して、またその成果を持ち寄って、より盛大に開催できるように準備を進めてまいりたいというように考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 大変すばらしいお答えで感動しております。

あと、そこでもう一つお聞きしたいんですが、ここで新しい水路が出るということで、ハーブ園自体がまた場所が変わるんじゃないかと思いますが、予測的に現在やっているハーブ園よりは小さくなるのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

今、実施設計をやっておりますけれども、災害査定の中でも計画をつくっておりますけれども、既存の水路が約2メートル、ハーブ園の北側に流れておりますけれども、災害の安全性を考えた場合に、その幅では足りないということで、約倍ぐらいの幅になりますので、その分が広がりますので、ハーブガーデンの面積は減ってくるというふうに考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 その水路によって、何て言ったらいいんだらうな、今までだったら蓋されておりましたので、水路が川みたいに見えるというところはあるんですけども、今度できる水路というのは、その上部というのはどうなりますか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 計画では、解放されている形になっております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 そうすると、蓋をされないということですか。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 そうです。

○3番 では、公園の中にやはりある水路として、ただコンクリートの真っすぐどーんと通っているといったら、やはり美観的にいかなものかというふうに思いますし、周りに日本庭園もある。その辺の関連も考えれば、どのような水路になるとお考えですか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 基本的に、農業用の排水路という形でありますので、ため池の水を流す水路となりますので、そういう形状になるのかなというふうに考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ぜひその水路が美観を損ねないような形になればと私は思っております。

それでは、続いて置賜公園についてお伺いします。

先ほど質問で話したように、あそこを結局、散策路という形で前回はお答えいただいたんですが、やはりあれだけの広い土地でありますし、そして質問にも言ったように、野外ステージに関しては除却の予定ということで前回話もいただきました。そうして取った場合に、そこに何が残るかということで考えてみましたところ、新しいものではあずまや、それから真済僧正の石碑、あと空堀に架かる橋、それから浅加稲荷、草木塔、トイレというふうになるわけですが、それが工事によって周りのほうもすっきりとしてしまうということもあると思います。そして、また前にも言ったように、桜がかなりの老木にもなっている。そのことを考えれば、やっぱり何かしていかなければ、書いたように拠点の顔ですから、何か美しくしなきゃいけないのかなというふうに思っておりますので、その辺の見解、お聞かせください。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 置賜公園の今後の活用法でございますが、この内容につきましては町長から先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。周りの環境が大きく変わってくると、踏まえて検討をしなければいけないタイミングということになります。その検討を進めていく上でも、まずは来園される皆さんの安全、これを第一に確保していくということ、これをまず視野に入れながら、ただ一方では、議員からご指摘のございました野外ステ

ージの除却なり、そういった環境の変化も出てまいりますので、そういったことも踏まえて、ふれあいの丘の顔となる施設でございますから、観光でお越しになる皆さん、そしてその皆さんと川西町との触れ合いをつくるきっかけづくりとなる重要な場所でございますので、そういった最終的な成果というものも見据えて、全体的な整備の計画、これをまた併せて検討していかなければならないものというふうに認識してございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、そのことを踏まえてさらにお伺いします。

やはり考え方としてその場所をどういうふうにするかということで、私もちょっと考えてみました。眺山に現物というか、つくってありますけれども、旅行家イザベラ・バードが小松のほうを眺めたということで、角度は違っても、あそこからの眺めは最高だと思います。そのような考え方とか、それから歴史的に絡めればやはり原田城跡、そして塩の沢へ行けば片倉館跡というふうなことで、伊達家家臣の町というような形も絡めることができるのかなというふうに考えております。その辺を考えて何とかできないかなと思っておりますが、それはいかがでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 何点かちょっと振り返りで申し訳ないんですけども、先ほどの排水路の関係ですけれども、今の農業用ため池から考えると、洪水吐けが今の基準に合わない、小さいと。あそこの公園から落ちていったところに洪水吐けがあるわけですけれども、あのレベルでは機能を発揮できないということで越水してしまったと。洪水吐けをあの倍ぐらいの大きさの断面にしなきゃならないということで、あそこの水路、内山沢放水路に行く水路を拡張しなきゃならないということでありまして、斜樋から流れていく底樋の部分の水路自体は大きくなるわけではございませんので、そここのところをご確認いただきたいと思っております。

ただいま置賜公園の話がありまして、歴史的な意味合いも含めて町の財産として活用できないかということについては、大変重要な視点というふうに思っております。私もあその中に時々行くわけですけれども、樹木がかなり大きくなったなど。あの樹木が、モミの木ですかね、あれがかなり大きくなって、真済僧正のお墓と言われるところの石垣を崩すような状況もありまして、やっぱり全体をどうやってグレードを上げていくのか、またハーブガーデンもそうですし、日本庭園というところも被災しているわけでありまして、ハーブガーデンそのものの面積も規模を縮小せざるを得ないような状況も出てきますので、そういう意味ではあの一帯をどういうふうにして魅力あるものにするかというのは、やっぱり本格的なコ

ンサルなどを入れながら検討していくことも必要なのかなど。また、町民の皆さんのご意見もいただくような課題も出てくるんだろうというふうに思いますので、まずは今、災害復旧に全力を挙げる。その災害復旧を通じながら検討作業を進めていくということで、将来的な財政負担もありますので一気にとはいきませんが、ダリヤ園、さらには内山沢をはじめとしたあのエリアが観光スポットになれるような検討はしていかなきゃいけないんだろうというふうに思っておりますので、貴重なご意見をいただきましたけれども、今後とも継続して研究したり、またいろいろ情報収集などをしながら、グレードを上げていきたいなというふうに思っております。

私も、喜楽さんのところに昔の置賜公園から見た小松の町なかの写真があったんです。あのときには、本当に木がないので、小松の町を一望、展望できるようなスポットになっていて、ああいう状況からもう60年近くたって、60年、70年ぐらいたって木がかなり大きくなってきておりますので、そういったところなども関係者の皆さんのご協力もいただかなきゃならないだろうし、先ほど課長が言われたように急傾斜地もありますので、災害が発生しないような、安全を確保をするということを最優先にしながら、利活用については将来的な課題として検討してまいりたいと考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 災害復旧で、これで終わりというふうな形にならないければ、私はそれでいいと思います。とにかく計画的に、ここはやっぱり観光拠点として町の宣伝としてつくるんだという形を、とにかく計画を立てていただいて、そして俯瞰したところからやはりつくっていただければなど、観光計画ですよね、それをつくっていただければと思います。

それでは、最後に鏡沼の復旧ということでお伺いしたいと思います。

鏡沼が完成した場合、可能な限り低水管理などをして管理するという文言もございます。ただ、鏡沼の心配なのは水です。常に鏡沼に水を入れて、そして下のほうに流すという形だったら鏡沼は生きるのかなと思います。それは、今までの鏡沼はほとんど止まった状態でした。ということで、ヒシが繁茂してしまつたと。ヒシが繁茂すれば、景観は損なわれます。そのことを考えれば、そのように上流から水を入れて下流へ流すという、そういう常に流すということですね、そういう水を動かすという計画はあるかどうか教えていただきたいと思っております。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 貴重な意見なありがとうございました。現時点では、

常に流すという計画でございませんで、低水管理をしながら一時ためおいて、大雨のときにあそこに蓄積をしながら段階的に流すという計画でおります。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ただ水たまりみたいにしておくということですか。雨が降ればそれがたまるように、ただ低水管理をすると。その間、その水はそのままということなんでしょうか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 ため池機能を維持するため、そういう管理をしていきたいと。特に防災重点ということで、下流域の防災上の観点から、低水管理をしたいというふうに考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ダリヤ園のほうにポンプアップして水を揚げていますけれども、その水は今回、今度は鏡沼から取らないということですか。低水管理するということは。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 ダリヤ園内のジャブジャブ水路のほうの活用についてのご質問というふうに承りましたが、これまでの内容ですと、大光院堤1号、鏡沼でございませんで、そこからポンプアップをするような形でこの間ジャブジャブ水路のほうの水の確保を図ってまいりましたが、今回の8月の豪雨の被災を受けまして、そのポンプアップをする機材等につきましても損傷したところでございませんで。今後、じゃジャブジャブ水路の水をどのように確保していくのかというふうなことも、ダリヤ園の復旧工事の施工と併せて検討すべき課題というふうになってございませんで、その一つの考え方といたしましては、重ね堤の形で大光院堤1号の上には新八堤がありというような構造となってございませんで、その上にございませんで堤の活用などについても検討の俎上には上げながら、どのようにジャブジャブ水路を活用していくか、検討を進めてまいりたいというふうにご覧をございませんで。

○議長 渡部秀一君。

○3番 新八堤のほうからの水路も考えるというような考え方でよろしいですか。

○議長 井上課長。

○産業振興課長 当然公園施設でございませんで、水路をご利用いただく際の安全の確保というふうなことも大変重要なこととなってきます。ですので、農業用水路をそのまま公園の中に活用することが可能かどうかというふうな部分も含めて、検討すべき課題は多いというふうには思っておりますが、まずは検討する材料の一つとして考えられるのではないかと

うふうに現時点では考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 あと、鏡沼の面積は変わらないという形で載っておりましたけれども、その鏡沼の広さというのはその堤体を含めた広さなのか、水があるところだけの広さなのか、その辺ちょっと分からないので、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 堤体含めて、上の解放された部分の面積がため池の面積となります。水がたまらなければ低くなりますので、水量は減りますので小さく見えますけれども、ため池そのものとしては、あの形、堤体というか道路で囲まれたエリアがため池の面積となります。

○議長 渡部秀一君。

○3番 分かりました。

では、その堤体ですけれども、頑丈にするというようなことで、やっぱり幅が出てくるのかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 堤体の幅につきましては、今の形とほぼ変わらない状態です。堤体の強度につきましては、浸透水、水がいかに浸透していくかということによって強度が変わるというふうに言われていまして、今までの強度計算よりも不透層というのかな、水が通らない層を増やししながら、水が浸透しないようにつくることが堤体の強化というふうになりますので、そのような構造で、堤体の大きさは変わらないという状況になります。

○議長 渡部秀一君。

○3番 では、その堤体の外側というのは、今までどおり土が張ってあって、そして草が生えているような、そんな状態になるわけですか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 今までの形と同じような状況で、内側はブロック張り、外側は草で養生するという形になっております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、その堤体についてお伺いしたいのはもう一つあります。その堤体が完成したときは、堤体の上を道路とかそういうふうなものに使えるのかどうかということです。今までですと、何か木があつたり何だりってあつたんですけれども、今度そういうことができ

ないようになるのかなというふうに思いますので、その辺はどういうふうに考えていいですか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 堤体の形状につきましては変わりませんが、災害復旧の中でも、査定官を含めていろいろな方から、堤体上に樹木があることは基本的にあり得ないという話がありまして、そのことの影響を受けまして桜の木の除去は必要なのかなというふうに思います。ただ、上面につきましてはある程度幅がございますので、管理上の通路ぐらいだと思いますけれども、車等を入れるかなと思いますけれども、基本的には通常は入れない形になろうかと思えます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それで、使い方としてよく見かけるのは、金網を張ったりと、中に入れないようにと、ため池ですから。そういうふうなことに今回はなるのですか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 安全柵の設置等は必要かと思えますので、詳細については今実施設計中ですので、確認をしながら作業を進めていきたいというふうに思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 まずはダリヤ園の一部としてその鏡沼が見られるような、そのような状態になればすごくいいのかなと思います。それから、先ほど町長のほうからお話をいただきましたその洪水吐け、そんなに大きいやつが要ることになってくると、その洪水吐けの下の水路というのはどうなりますか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 洪水吐けの大きさ、そしてその下流のちょうどダリヤ園の管理棟がありますけれども、あのエリアまでの水路幅が今の約倍の幅になりますので、大きくなる形になります。ただ、計算上、減勢工という施設なんですけれども、斜めに水を下ろすことによって水量を調整する施設が入りますので、減勢工が入ることによって、その下流に対して負荷がかからないような設計となっております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 水路の補修とかそれをするときにはまず下流からという話、よく聞く話なんですけれども、今回それが逆になってしまうということは、上のほうの通りがよくなって、下のほうが詰まりやすくなるというふうに考えてしまうんですが、その辺はどうですか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 今回の工事のスケジュール、これから県から確認するわけですが、基本的に洪水吐けの下の水路から堤体のほうに順番は行きます。その下流のことにつきましては、今回の災害のメカニズムなんですけれども、洪水吐けが小さくて水があふれて堤体が壊れたことによって、その土砂が内山沢放水口、いわゆる地下を潜っていく放水口の前にたまりまして、そこが閉鎖されたことによって水があふれたという形の災害になっておりますけれども、基本的に土砂がそこに入らなければ、全てとは言わないと思いますけれども、水がある程度流れたということも計算上は分かっておりますので、低水管理をしながら水路に負荷をかけないような管理をこれからしていきたいというふうな思っておりますけれども、堤体が壊れなければ何とか、まあほかの水路も考えなければなりませんけれども、小松放水口の負荷は軽減されるのかなというふうに思っておりますので、そのような体制で進めていきたいというふうに今準備しているところであります。

○議長 渡部秀一君。

○3番 やはり下のほうは本当によく考えていただかないと、もう町ですし、上だけいいからいいのかといたら、やはり下のほうが今度あふれてしまったと、内水氾濫してしまったというふうにならないように、本当に気をつけていただきたいなと思います。

まず、ダリヤ園を含む観光拠点としてこれから直すというか、復旧工事とともにいろいろな考え方をして、そして観光客、お客様を呼ぶという形の、本当にここに来てよかったなというふうに思えるようなところをつくってほしいということで、その辺は町長にお願いしたいんですが、そういうふうな計画をちゃんとつくっていただいて、そして復旧の後もちろん観光拠点として機能するようにお願いしたいなと思います。その辺、町長に一言いただいてよろしいかなと思います。

○議長 原田町長。

○町長 様々な提案をいただきましてありがとうございます。まずは災害を防ぐということが一番重要でありまして、内山沢堤、新八堤、鏡沼、この3つのため池をどうやって水のコントロールをしながら、内山沢全体の水の排水が下流域である住宅に影響を及ぼさないように排水していくかという、その計画をやっぱりしっかりつくらなきゃいけないなと。まずは防災機能を強化していかなくちゃいけないというふうに思っております。令和5年度、県が主体となりまして、内山沢全体の周辺の排水計画をつくることで今検討しております。あわせて、今回の雨は、山だけではなくて町場の中にも降ったわけ



です。380ミリの雨は小松町内全部降ったわけですから。そういう意味では、内山沢の水にプラスアルファといいますか、平たん部でも水が増水していると。道路等がかなり水没したというのは、町なかにもかなり降ったということで、のみ切れなかったということで、雨水の流れをどういうふうに排水を進めていくかということで、雨水計画の見直しも並行して対応していきたいなど。今回予算の中にも入れさせていただきながら、調査事業なども入れているところであります。そういう意味で、全体的な防災機能をやっぱりしっかり高めていくということが昨年の災害の教訓だというふうに思っておりますので、そのことを念頭に置きながら、先ほどから低水管理というのは、雨が降らない状況のときには、ある程度水はたまっているでもいいんですけれども、そのために、雨が来る、台風が来るということが予測できる場合には、水位をどんと下げられるように緊急放水路を、施設を整備するという、さらには監視カメラなどを見ながら、上流、下流のほうの水の状況もコントロールしながら、早め早めに低水に持っていくことによって、先ほどの田んぼダムじゃないんですが、ため池が水をためるという力を機能しながら、ピークを平準化といいますか、下げていくという、そういう管理をしていきたいと。低水というと何か水たまりがあるみたいなイメージですけども、ある程度の水辺環境というのも整えながら対応していく必要があるのかなというふうに思っております。まずは復旧工事をしっかりやって、安全対策を確保してまいりたいと思っております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 しっかりと頑張ってくださいと思います。どうぞよろしくお願いします。

これをもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 渡部秀一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどいたします。

(午前11時45分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○議長 第3順位の9番橋本欣一君は質問席にお着きください。

第3順位、橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 本日3番目、お昼過ぎの質問でございます。よろしくお願いいたします。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

初めに、本町の有機栽培・有機農産物の拡大について質問いたします。

令和3年5月に農水省は、持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに化学農薬の50%削減、化学肥料の30%削減、有機農業割合を25%にするなどの目標が設定されています。本町の現状の取組の約40倍の取組が必要とされており、

本町では、地域のモデルとなり得る先進的な取組が行われる区域として特定区域に設定され、中郡地区、玉庭地区、それぞれが指定されました。全国初のことです。いわば、本町の取組が後発の事例として特に注目されてきます。

SDGsの認知、ゼロカーボン宣言などで環境負荷の少ない有機栽培の普及の重要性は認識しつつ、栽培管理の難しさと収量の問題、流通面では販売価格の割高、既存取引先での取扱いのないことなど、生産・流通全般で課題があります。今後、全国初の特定地域の指定で、従来の個々の有機農業から、流通・消費も含めた地域を巻き込んだ大きな組織としての取組にどのように変えていくのかを質問します。

拡大目標達成のためには大胆な支援が必要と考えます。オーガニックビレッジ宣言とともに、核である協議会の役割が重要と思います。有機の基本であるJAS認証の事務手続が煩雑で、認証を諦める方がいると聞きます。この作業の合理化が有機栽培の普及のキーポイントを握っていると思います。行政支援で事務手続の支援をすべきと思います。また、既存生産物との厳格な区分が必要で、施設改修、使用農機具の分離なども条件と聞きます。これらに対する支援も必要と考えます。普及拡大に対する支援の考えはいかがでしょうか。

教育機関との連携では、置賜農業高校の有機の取組から、有機栽培の普及拡大の情報発信基地とし位置づけ、全国から生徒を募集する取組などや、小・中学校給食への有機農産物の提供などで認知度を上げるなどが考えられますが、いかがでしょうか。

次に、令和5年は本町の交通情勢にとっては大きな進展の年になります。梨郷バイパス、287号バイパス、虚空蔵山西線の供用で通行の利便性が格段に向上し、人、物の流れが大きく変化する可能性があります。企業誘致、観光、交流人口の増加など期待が大きくなります。半面、近隣への通過点にすぎないのではとの懸念もあります。人を引きとどめる魅力が必要です。道路効果をいかに地域振興につなげるかは論をまちません。今さらながらですが、町

長のお考え、展望をお聞きいたします。

新道路供用とともに、新しい道路にアクセスする中小道路の整備と安全対策が必要と思います。大道路には信号機などの設置も考えられますが、中小道路の通行量が増え、現在でも事故の頻度が高いところの住民は不安に思っております。例えば、下萩野地内の交差点では、頻発する事故のため、地域で独自に赤色灯を設置し事故防止啓発を行っていましたが、除雪の際の破損で、以降継続できなかつた事例などがあります。地域事情に沿ったアクセス方法や安全対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。新道供用を真に喜べるものにしていただきたいと思えます。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、有機栽培・有機農産物の拡大における有機栽培の生産・流通・消費も含め、地域を巻き込む方法についてはありますが、議員ご指摘のとおり、国では令和3年5月に持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を策定し、市町村主導の有機農業産地づくりを推進し、2025年までに100市町村でオーガニックビレッジの宣言を目指しております。

その中では、有機農業の耕地面積に占める取組を、2017年の0.5%、2.4万ヘクタールから、2050年には25%の約100万ヘクタールに拡大することを目指しております。さらに、農林水産省が令和2年3月に策定した食料・農業・農村基本計画においては、有機農業は地球温暖化などによる気候変動やSDGsの達成に向けた有効な農法であり、国際水準で取り組むことにより有機食品を輸出することも視野に推進するとしております。

本町の取組としましては、平成30年12月にやまがた有機農業の匠をはじめとする実践者や関係機関等で構成するかわにし有機農業推進協議会を設立しました。そして、農林水産省の有機農業産地づくり推進緊急対策事業の採択を受け、昨年8月に、町、同協議会、JA、かわにし森のマルシェ、置賜農業高等学校等で構成するかわにしオーガニックビレッジ推進協議会を設立いたしました。この協議会においては、生産、流通・加工、消費を一体的に捉え、有機農産物に対する消費者の関心が高まっている中で、今後有機農産物の消費拡大が期待されるため、出口を見据えた取組を推進し、有機農産物の生産量の拡大と流通体制の構築を図ることを目指した事業を開始しております。

その上で、有機農業の普及拡大を図るため、栽培技術の研修や学校給食への有機農産物の提供、新たな農作物の試作、枝豆の加工品の開発及び販路開拓等、農業者のみならず飲食業や加工業者、消費者まで幅広い体制づくりを目指しております。

次に、普及拡大に対する支援はについてであります。有機農業産地づくり推進緊急対策事業を活用しながら、有機農業研修会や実践者の講演会、大規模消費地における商談会への出展、有機農産物のPRなどの取組を展開しております。さらに、新規に有機農業に取り組む方を対象とした技術講習会等の開催を計画しております。

議員ご指摘のとおり、有機JAS認証取得に向けた事務手続は煩雑で、費用負担も発生します。また、施設改修、農機具等の整備に対する補助制度は、栽培面積や生産量、販売金額の拡大等を目標としたポイント制度が設定され、生産者にとっては課題となっております。

有機JAS認証取得は、消費者との信頼関係を構築するために必要であり、認証取得を個人のみならず組織として取得するなど検討していく必要があるかと考えております。一方、施設改修や農機具等の整備に対する補助事業については、今後、有機農業推進の新たな補助事業の創設等を期待しているところであり、国・県等の情報収集に努め、生産者の支援につなげてまいりたいと考えております。

また、国では、新たに有機農業に転換する農業者に対し、有機農業の生産を開始するに当たり必要な経費として、慣行栽培から有機農業への転換初年度の農地を対象に、10アール当たり2万円以内で支援する有機農業転換推進事業を令和4年度補正予算に計上し、みどりの食料システム戦略の実現を目指しております。

次に、教育機関との連携はについてであります。置賜農業高等学校には有機農業の研修圃場が設置されており、今年度はオーガニックビレッジ推進協議会と連携しながら、収穫された紅大豆を活用して加工品を試作する事業を推進しております。さらに、有機JAS認証取得に向けた取組も推進しております。

学校給食に対しては、今年度、町内で収穫された有機栽培米を各小・中学校へ1週間提供しました。これに併せて、生産者代表が学校を訪問し、有機農業について講話をし、有機農業の理解を深める機会をつくりました。今後とも、小・中学校や置農との連携を図りながら、有機農業の普及拡大と情報発信に取り組んでまいります。

次に、交通（道路）情勢の進展による本町の展望における新道路供用による効果の展望についてであります。初めに、国道113号梨郷道路については、令和5年度に供用開始の予定となっており、本町においても重要な路線である国道287号米沢長井道路との結節点とし

て交通の要所となる（仮称）川西インターチェンジの整備も併せて進められております。

また、国道287号米沢長井道路のうち、川西バイパスについては、Ⅰ期工区として、西大塚地内から主要地方道高畠川西線までの2.9キロメートルが令和5年度に供用開始の予定となっており、残りのⅡ期工区を含めて米沢長井間の整備が進められております。

これらの重要な幹線道路の一体的な整備は、置賜生活圈30分構想を実現するための道路ネットワークを形成するものであり、物流や人的交流において大きな役割を担うだけでなく、置賜圏域の高度医療施設である公立置賜総合病院への緊急搬送路として圏域住民の安全・安心を確保するいのちの道でもあり、置賜圏域全体の発展に資するものと認識しております。

こうした幹線道路の整備を見据え、かわにし未来ビジョン後期基本計画では、公立置賜総合病院周辺の土地利活用をリーディングプロジェクトとして、定住人口の創出と交流人口の拡大を目標にメディカルタウンの整備を推進しております。令和5年度については、引き続き商業施設の誘致を推進するとともに、梨郷道路供用開始を待って住宅南側エリアへの拡大を進め、一層の定住人口の増加を図ってまいります。

また、川西バイパス、町道虚空蔵山西線についても、供用開始により近隣市町とのアクセスの向上と町内の生活道路の交通安全が確保されるものと期待しております。議員ご指摘のとおり、訪問先として本町を選んでいただくためには、川西ダリヤ園や浴浴センターまどかを含むふれあいの丘、文化施設であるフレンドリープラザを中心としたであいの丘、地域振興拠点施設を核としたにぎわいの丘の有機的な連携により、本町の魅力拡大と集客力の向上を図ることが必要であります。現在、進めている川西町都市計画マスタープランの見直し等を図りながら、中心市街地の活性化に取り組んでまいります。

次に、新道路へのアクセスと安全対策についてであります。令和5年度に供用開始予定の国道113号梨郷道路については、利用者の利便性と安全性を高めるため、接続する高田仲沖線の舗装補修工事を予定しております。

同じく令和5年度に、川西バイパスのⅠ期工区が供用される国道287号米沢長井道路については、今後の川西バイパスⅡ期工区の供用時期に併せて、横断する町道の道路改良工事を予定しております。

また、町道の整備や交通量の現状を踏まえながら、地域実情に応じた交通安全対策について米沢警察署と協議してまいりたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 ありがとうございます。

既に質問内容は町長の施政方針でほぼ示されておるのかなと思って、私もこの答弁書を見て、何というか、私自身の質問の愚かさというか、感じたんですけれども、まあ若干質問させてもらいまして終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、有機関連でございますけれども、町自体はJAS有機を目指すのか、あるいはJASまがいとは申しませんが、認証を取らないのか。取らないものを有機とするのか、JAS有機を有機として扱うのかというこの認識の違いというのが随分あると思うんですけれども、後ほどその認証の手続の問題も質問いたしますけれども、町長のお考えというか、町のお考え、どうなんでしょうか。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 現在私ども、オーガニックビレッジ推進協議会、これを設立をしながら有機農業の推進に当たっているところであります。有機農業の対外的な信頼を確保する上では、有機JASの認証取得というものが求められるものというふうに認識をしているところであります。最終の目標といたしましては認証取得というものも視野に入れながら取組は推進すべきというふうに思っております。

ただ一方、認証取得を得るまでには一定の期間の栽培の実績なり、そういった取組も求められるというふうに認識をしているところでありますので、一気に有機栽培という入り口といたしますか、だけではなく、特別栽培であるとかそういったものを入り口として有機栽培につなげていくようなルートづくりというものも併せて検討していかなければならないというふうに考えております。

また、その一つの方法といたしましては、私どもこの町の取組といたしましてはオーガニックビレッジ推進協議会、これを中心とした取組を進めているところでありますが、川西町農業再生協議会、再生協におきましては来年産の有機栽培米から、やはり有機栽培米といたしますとどうしても量が取れないという事実がございますので、これまでは作付面積全て100%見てきたところでありますが、そこに20%の減収率、これを見るというふうな取組を来年産からスタートすることにいたしました。これらの取組を合わせながら、有機の栽培の推進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 よく分からないんですけれども、JASを目標にするんですけれども、JASを取らない有機農産物も認めていくという方向に理解してよろしいですか。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 なかなかはっきりしない回答で申し訳ないのですが、最終的にはやはり対外的な信頼性を確保する上では、有機JASの認証取得ということは、これは重要なことだというふうには思っております。ただ一方で、議員のご質問にもございましたとおり、その有機JASの認証取得というものの事務手続、そしてまた費用負担というものも課題にはなっております。実際に実践者の皆さんと協議をいたしますと、実際の消費者とのつながり、これを得るまでの道のりの中ではJASの認証取得ということが欠かせないということではありますが、実際に結びついた後については、もう信頼性が確保されておりますので、その環境の下でこの認証取得というふうな手続をどうしたらいいかというものも実践者のお悩みの一つというふう聞いておるところでございますので、それを何とかクリアするような手法の検討、こういったものを合わせて今後進めてまいりたいというふうには考えております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 ですから、そのJASを、生産者の方も迷っているわけです。JASを取らなきゃいけない。ところが、様々な理由あるわけなんですけれども、ところができない。むしろ有機栽培の方は減っている、この間の説明会の中でも、有機栽培の方は減っているんですね。減っているという報告がありました。しかも、JAS有機を取るには、今どういう表現するか、昔は転換期間というということで、3年目にやっとJASが認まるという形になるわけなんですけれども、早急に取り組まなければ、これ間に合わないという話。だらだらいつも転換期間になって、そのうちやめてしまうというほうが公算が多いんじゃないかなと私は思うんですけれども、きちっとした形でJASを目指すんだ、そのためにやっぱり支援をしなきゃという、私はこう思うんですけれども、もう1回、町長どうですか。

○議長 原田町長。

○町長 私も有機農業に取り組んできた者としてでありますけれども、このJAS認証が出る前から我々としてやっていたのは、消費者と生産者が顔の見える関係の中で信頼関係を持つ、また生産現場に消費者の皆さんが入ってきて理解し合うというようなことが前提として流通を確保してきた経過があります。それで、市場流通を考えたときには、有機JASを取らなければ評価されませんので、有機JASを認証取得して一般の方に販売できる、そういう認知度を上げていくという意味では、有機JASの取得というのは取り組む必要があるだろうというふうに思いますが、一方で事務経費、毎年認証を受けるための費用負担、こういったものが課題になって、小規模な生産者にとっては大きな負担になるというふうに現実ではな

っておりますし、さらには消費者と長い間のお付き合いの中で互いに信頼関係を構築して、その農産物に対する評価が固定している方にとっては、有機JASなどの認証は特別必要でないという方もいらっしゃると思いますので、そういうふうを考えて、整理をしなきゃいけないんだろうというふうに思っております。基本的には、有機JASを認証取得して、その地域の特性がしっかり伝わるようなことが必要ではないかなというふうに思っております。

先ほど書かせていただいた中にあるんですが、個人個人の取得だけでは大変苦勞も多いということもあって、組織的な形で認証取得をいただけるような仕組みがつかれないか、ここも研究していく必要があるのかなと。生産組織として認証を受けるというふうなこともできないかということで、今情報収集などをさせていただいているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 実は私も有機には関心ございますし、10年ぐらい前にも取り組んで、一度だけ有機というものを生産して供出したこともございます。ところがやっぱり草に負けるし、世間に負けたという形で、本当にまあ言ってみれば、あのざんまという話になるわけです。最近是有機も大分、名称もそうですし、あちらこちらでも取り組む方もいらっしゃるんで、世間に負けるということはないんでしょうけれども、やっぱりこの面、3年かかって収量大幅に減収している。4年目から、じゃ収量が増えるかというところでもない、そのままずっといくわけなんで、当時はプラスアルファの部分が、メリットという部分が相当あった。幅があって、幅というか、相当な量があったもんですから何とか間に合ったんですけども、今はそんなに薄くなってしまったもんで、経済的にも大変になってきているという状況なわけですね。ですから、当時はまあ有機農産物を頭で食べるという表現もあったんですけども、今はこの物価高騰の中、なかなか頭でも食べられる、いいものは分かる。ところが、頭でなかなか食べられないという状況、これは皆さん共通した認識だと思うんですね。これはやっぱり普及させようという方針なんですから、やっぱりその認証、町長おっしゃったように組織で、集団で取り組めるのか組めないのか、そういう仕組み、やっぱりきちっと示していただかないと、取り組む方が迷うだけの話で、さらにネット販売もしている方もいらっしゃるし、信頼関係で結びついているという表現もありましたけれども、そういう方にはまあよろしいんだかもしれないけれども、我々まだ取り組もうとか、新たにに取り組もうという方もやっぱりいらっしゃるわけなんで、ここはやっぱりきちっとした形で早急にやっぱり示していただかないとできないのかなというふうに思います。さらに、施設面の分別というか、今もそうだと思うんですよ。私は、当時はとてもこれできないなという部分がやっぱりあったもんで



すから、機械を一々、当時、もう水で洗わなきゃいけないとか、1粒たりとも混ざっては駄目だというふうな分別の方法、今でもそうなんでしょうけれども、そんなことをやりながらというのはなかなかできないんで、それも集団でというか、できるのかなと思うんですけども、その機械の部分、施設の部分、どうですか、町長。いや、課長でも。

○議長 原田町長。

○町長 今回、先進的な特定区域として指定された中でも、生産者の中でいろいろ議論といたしますか、ご意見もいただいているところであります。有機は農薬を使わないとか、化学肥料を使わないとか、先進的な取組としては評価されるものの、慣行栽培の方との接点が、一緒に地域内に生産しているわけですから、そうすると、混在するよりは、有機の部分については団地化を図っていただいて、慣行栽培の人は慣行栽培でしっかり管理できる、慣行栽培の中に有機の面積がぼちよんぼちよんと入るということで、大変互いに気を使って管理が大変だということもあって、地域の中で団地化を図りながら、有機農業は有機農業として推進し、さらには慣行栽培、もしくは特別栽培などの低農薬栽培などの方も当然いらっしゃるわけですから、地域全体で農業が振興できるような、そういったすみ分けも今後課題なのかなというふうに思っております。

そういう意味で、この特定区域として指定されたということも、今後の将来の生産の在り方を一緒に考えていこうということで、私自身からすると、慣行栽培の方もやっぱり大事な生産者ですし、また有機農業を目指す人たちも大事な生産者ですし、今の状況からすれば、化学肥料を少しずつ減らしていくとか農薬を減らしていくということは、今後の持続可能な地域づくりの中では避けて通れない課題でありますので、そこを一緒に取り組めるような体制がつくられればなというふうに思っております。そういう意味では、団地化を進めることによって、そこをしっかりとした生産拠点という形に高められれば一番いいのではないかなと。その中でしっかり有機JASが認証されるような対応が必要ではないかと考えております。そういったものに対して、今後町としても支援していく必要があるのかなというふうに捉えているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 まあ町長もご経験なさっているし、私も多少なりかじったもんですから、その有機の大変さというのはやっぱり分かるし、その分別の問題や機械の問題、そういったものももちろん分かるんですけども、町としても、例えばというか、ゼロカーボンの宣言もしているし、それに見合った形での、それに付随した形での有機農業推進ということにもなるわけな

んで、言ってみれば世界的なこの流れの中での推進、しかも今は家族農業経営の10年間のちょうど中間年という、5年目という形で、小規模農業も生かしていきましょうという形になっているわけなので、田んぼを交換しながら集団化ということも、ぜひ町がリードしてやっていかなければなかなかできないんじゃないかなと思います。これ、大きな目でといっても、やっぱり農家自身がやっとならしているような、やっとならしているというのは私の話なんですけれども、なかなか厳しい状況の中では、新たな挑戦という、頭で考えながらもなかなかついていけないというのは皆さんお分かりだと思うんですね。ぜひ今後、町は大胆に支援していくって、どれをするんだということはまだ言えないですけれども、大胆にしながら、全国的な先陣を切っているわけなので、その後発がやっぱり川西はどうなっているんだという一つの見本になるわけなんです。と思うんですね。これやっぱり、町長、僕大胆なことやんなきゃ、後発の方がついてこれないという、逆についてこれなくなるという可能性もあるんでしょうけれども、大胆過ぎて。そのぐらいの支援をしなきゃ、有機農業、有機農産物の生産というのは拡大しないと思うんですけれども、もう一言だけいただければ。

○議長 原田町長。

○町長 有機農業の推進計画、県単位でつくられたのは、山形県がまず先行しているということでありまして、その中で本町が今回、国の事業を受けながら推進を果たしていく、オーガニックビレッジ宣言を目指して今取り組んでいるところであります。その宣言の中にも、今後の将来のビジョンをしっかりと示すことが大事だなというふうに思っております。そのことを踏まえながら、本当に本町内で農業をされている方々みんなにやっぱり理解をいただくということが私は大事だというふうに思っております。どちらの農業がいいとか悪いとかじゃなくて、お互いに理解して、また共同作業を当然、例えば水路掃除とか、地域環境を守るなんていうのは一緒にやっていかなきゃならないわけでありまして、生産者の中に分断とか亀裂が生じるようなことのないように、そこは町がしっかり調整役を果たしていかなきゃいけないんだろうというふうに思っております。やはり全体がよくなるような仕組みづくりというのを町としては心がけていきたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 もう一つ忘れておりました。置農の生かし方なんですけれども、やっぱり有機の成長、私、高畠だと思っているんですけれども、学校教育機関としてせつかく、JASは取らなかつたようなんですけれども、まあ様々、ちょっと理由は私、知らないんですけれども、有機の栽培をやっているわけなので、それやっぱりこれ、教育機関で全国から有機農業の農業者

を集める、後継者を集めるというような気概、その置農自体の存続もあるわけなんですけれども、小規模校、高校なんかでは県外の留学生というか、そういう方をお呼びしながら学校を維持していくという方法も、まあ小国高校なんかもそうなんです。そういった形で、全国から有機に興味ある方を集めるという方法も一つにはあると思うんですけども、町長、教育機関との連携、特に置農の生かし方というのはどのようにお考えでしょうかね。

○議長 原田町長。

○町長 置賜農業高校の存在というのは私も強く認識しておりますし、大切な学校として発展していただきたいし、また生徒が集まらなければ学校の存続ができないわけでありますから、全国から集まってくれるような仕組みは当然必要だなというふうに思います。県のほうも、今まで県教育委員会も、県内の子供たちの学ぶ場ということから広げて、県外から募集することに対しても門戸を広げてこられておりますので、そういう意味では置賜農業高校が学びの価値を高めることによって人の募集が進む、入学を希望する人が増えるような環境をつくるということは大切なことだというふうに思っております。有機農業だけでなく、置賜農業高校は生産から、また加工のことについても学ぶ機会があります。食品製造もありますし、また福祉的なこともあります。やはり命を学ぶ学校として大切な学校というふうに思いますので、そういう意味では、ここは先生方と十分議論をしていかないと、こちら側から一方的に物事を進めることはできませんので、置賜農業高校の将来のあるべき姿、目指す方向というのを互いに共有し合って、町としてもしっかり支えられるような対応をしていかなきゃいけないなというふうに思います。やはり先生方がどんな指導をこれから目指すのかということも議論させていただくことが大事ななというふうに思っているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 町の学校みたいな言い方しましてすみませんでした。県立高校なので。様々、以前は調理師免許を取ったらいいんじゃないかなんていう提案も我々したことがございましたけれども、様々やっぱり学科なり、教育施設なのでなかなかそうはいかないという話で進まなかったわけなんですけれども、やっぱり置農と十分に協議しながら、せっかく有機でやっているんだから、もっと大々的に売り出してやったらいいんじゃないかなと私は思っているんで、しかもオーガニックビレッジ宣言もするわけなんで、これ置農とも、まあ協議会の中にはもちろん置農さんも入っているわけなんで、これを生かしながら進めていただきたいということです。

学校給食にも有機が、給食があるということなので、その他、利用できる範囲でどんどん

活用して、しかも生産者がその場において説明なさっているということなものですから、大変結構なことだと思いますので、機会を増やしていただきたいなと思います。

それでは、次の質問ですけれども、既に先ほど言いましたように、施政方針でその3つの道路というか、ちょっと私、言い方が、川西バイパスだの何だのって言った、梨郷バイパスだのって表現してしまったんですけれども、あの3つの道路、やっぱり画期的な、すごいことだなと今さらながら思うわけで、道路がどんどん目に見えてくると、これは可能性があるんだなとか、私も相当期待しておるんですけれども、開発になった頃は私はもう高齢者という形になるんでしょうけれども、ぜひこの機会というのを逃さず、今さらながらという表現もしましたが、既に示されておるわけなので、あえてそれ以上のことは言いませんけれども、欲を言えば企業が欲しいですねということを感じるわけなんです。スーパー、あるいは宅地というのなんですけれども、その可能性とか、そんなものもぜひ追求してほしいんですけれども、いかがでしょうか。職場とかそういうものが。

○議長 原田町長。

○町長 道路整備というのは投資でありますので、投資効果をどう上げていくかという意味では、我々は赤湯バイパスから梨郷道路の整備促進については、置賜公立病院を結ぶ命の道路として何としても必要なんだという運動からスタートさせていただいたところであります。あわせて、その病院のアクセスがよくなるだけではなくて、雇用の場であったり、また住宅環境であったりという意味での生活の場として、地域が活性化される道路として必要だという、そういう含みでメディカルタウンなども整備をしまいいりました。

今ありましたように、企業が欲しいという、企業というどうしても製造業という視点になってしまうわけですが、本町内で一番大きな事業者は置賜公立病院になります。あそこの雇用というのは800を超える雇用になっているわけですから、そういう意味では最大の雇用の場であるわけですから、あそこで働く人たちが本当にいい空間と申しますか、いい環境になったなというふうに言っていただけるような整備を今進めているところであります。

あわせまして、長井市さんのほうが113号との結節のところ周辺を工業団地として整備したいという、そういう構想を持っていらっしゃる。川西町だけが自己完結するのではなくて、周辺との協調ということを図りながら道路が持つ力を最大限有効活用していく、そういう意味では、商業施設については本町内に立地するというところで今進めておりますので、全て100%自己完結ということではなくて、あのあそこの地理的な条件からすれば、長井市

さんだったり南陽市さん、また飯豊町さんと隣接する本当のエリアでありますので、広域的な活用策が考えていけるのかなと、そういう視点でものを見ていく必要があるんじゃないかなというふうに捉えているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 ますます期待が膨らんでくるわけなんですけれども、ぜひ情報収集なりを努めていただきたいなと思います。

それに付随して、アクセス道路は十分に確保できると思うし、整備なんかも十分に私はなると思うんですけれども、事例を先ほど、下萩野地内の事例なんかも出したんですけれども、やっぱり中小道路にあふれてしまう、あふれるというか、迂回して交通量が増えるという可能性、かなりあるもんですから、特に先ほど申し上げた下萩野地内の交差点については、見通しが悪いもんですから今でも頻繁にあるし、これ以上増えたら危険なんだろうなと、そんなご指摘もございます。交通安全対策については、当然町がやるんじゃないで、県あるいは警察、公安委員会というか、そういうものがやるんでしょうけれども、その要望というのは町からどんどん出せるわけですね。どうですか、それ。

○議長 原田町長。

○町長 バイパス整備の設計が上がってくれば、当然町との協議、さらには警察、公安委員会との協議ということが重ねられますので、そういう中で情報共有しながら安全対策を講じていくことになるのかなというふうに思っております。今、議員からあったように、バイパス整備によって町なか車が車であふれるんじゃないかというお話をいただきましたけれども、バイパスというのは基本的には通過していくといいますか、今まで生活道路にあった車が、バイパスを利用して目的地に早く着くということになりますので、そういう意味ではすみ分けといいますか、地域の中での生活道路に利用される車両と、通過するとか、貨物とか、そういった高速道路と結びつくような道路利用というのは、すみ分けになっていくんだらうと。そういう意味では、生活道路についてはある程度、交通安全などについても緩和されてくるのかなと。緩和といいますか、危険が緩和されていくんじゃないかなというふうに捉えているところでありますので、バイパスの効果としてはそういった通過車両が増加していくと、すみ分けをしていくというふうに理解をしているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 地域要望に応じた、例えば看板でも、必要ならやっぱりつけていただきたいし、歩道の白線が必要だとなれば、やっぱりできるだけ地域要望というか、ぜひかなえていただき

たいなと思っております。

今からそんな標識がどうだの、信号がどうだのというような話、まだまだこれからの話でもないのかなと、まあ5年中には供用になるとすれば、大道路が今度、優先道路という形になるのかなし。例えば、県道高川線なんかはストップがつくのか、どうなるんだべ。バイパス自体が優先道路になるんですか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ありましたように、今、例で申し上げますと、287号の米沢長井道路、川西バイパスが今直前にあるわけでごさいますて、ちょうど高川街道のところと令和5年度で供用開始になるというような予定は聞いております。ありましたように、あの道路が基本的には優先でございますので、交差する町道関係等については、そちらのほうに止まるというようなこと的设计協議が今進められているところでございます。

なお、信号関係については、これは米沢警察署の中で公安委員会を通じながらその決定がなされるということでございまして、まだ信号動向については詳細は私どもも聞いておられないわけですが、今現時点で申し上げられるのは、高川との交差点部分については丁字路になるものですから、丁字路の間は信号はつかないのではないかなというような情報はいただいております。あと、もう1点は、犬川小学校の近くを通るということがございまして、そこを通る町道の対象線については、まだ決定ではございませんが、信号等の検討はなされているというような情報はお聞きをしているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 できてからの話になるんでしょうけれども、ぜひこれについても地域要望、必要だったら必要ということで、設置などもお願いしたいわけなんですけれども、あとは私が心配することでもないんでしょうけれども、冬場、地吹雪、どうなんだろうねという話になって、この防雪柵、今から計画したらどうなんだろうねというふうな考えあるんですけれども、そんな情報はどうなんだろうかね。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 国道287号の現在整備されている川西バイパスについては、ちょうど病院から犬川、新町までの区間、防雪柵があって、今ちょうど工事もされているんですが、防雪柵が設置されるような形で側面がコンクリート化されておりますので、そういった配慮がされるものというふうには思っているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 とんだ取り越し苦労のようでしたけれども、ぜひ交通安全、増えるんじゃないかなと心配している住民の方の声をお伝えしたつもりですので、ぜひ何遍も言いますが、地域要望に合った安全対策、これをしていただきたいなと思います。すばらしい道路ができるわけで、やっぱり我々としても有効に利用できるという体制を整えられ、しかも利用したいなと思いますので、よろしくお願いします。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時10分といたします。

(午後 1時50分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

---

○議長 第4順位の4番吉村 徹君は質問席にお着きください。

第4順位、吉村 徹君。

(4番 吉村 徹君 登壇)

○4番 本日最後の質問となりますが、よろしくお願いいたします。

議長に通告のとおり質問いたします。

このたび日本共産党町議団は、年明け1月中旬から町民の皆様へのアンケート調査を実施いたしました。その後、町民の皆様から返信があり、様々な要望、ご意見が寄せられている状況であり、皆様の声を受けての質問とさせていただきます。

最初に、コロナ感染症についてであります。町内での感染状況が分からないことに不安と感じている状況にあり、また政府が5月から2類から5類に引き下げる決定が行われることにより、感染対策や検査、治療に係る公的支援が後退し、患者負担の増加に対し不安を感じており、何点かお伺いいたします。

- 1、現在のワクチン接種などのコロナ感染症対策の取組はどのような状況か。
- 2、2類から5類に移行されるに当たっての本町の対応はどのようにお考えか。
- 3、これまで、ワクチン接種による副反応や、コロナ感染症を発症された方が後遺症などにより医療機関で治療されているなどの状況把握はなされているか。

続きまして、介護保険料についてお伺いいたします。

本町では、令和3年から5年までの第8期介護保険事業計画に取り組んでいるところでありますが、町民の方々は保険料の負担が大きく感じられており、そんな中、令和6年から3年間の第9期介護保険制度見直しに向けた厚生労働省の社会保障審議会での議論が始まり、基本方針がまとめられたが、本来なら昨年12月に基本方針を決定するのが慣例となっているところであるが、保険料の見直しや利用者負担の引上げといった痛みを伴う改革については、結論を今年の夏まで先送りする異例の展開となっていると報じられておりますが、本町での第9期介護保険事業計画についてのお考えをお伺いいたします。

次に、防災体制についてお伺いいたします。

昨年8月3日の豪雨災害について、防災無線が聞こえなかったとご意見も多数寄せられており、あのような状況においては、雨の音により防災無線が役に立たないことを受けての情報の伝達について検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

コロナ禍が収束しない中、物価高騰により二重の経済的負担が町民生活を脅かしている状況にあり、電気代、ガソリン代、灯油代、そして食料品の大幅な値上がりによる影響は、農家、商工業者のみならず町民生活に大きな負担となっているところであり、本町での物価高騰についてどのように捉えられているか、また支援のための対策について検討されているのかお伺いいたします。

最後になりますが、山交バスの小松米沢間での運行が、利用者の減少などにより廃止となったわけではありますが、町外への移動手段についての生活交通の在り方について、置賜定住自立圏構想での協議が行われているのかお伺いいたします。

これまでコロナ禍により各種行事などが中止になる中、交流の機会が失われてきた状況下において、本町に対する要望や意見等が出せないでいたことがこのたびの町民アンケートに多くの返信をいただいていることではないかと感じるところであり、皆様のご協力に感謝申し上げます、質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、コロナ感染症対策についてにおける現在の状況はについてであります。現在の感染症対策のうちワクチン接種については、令和3年5月7日から65歳以上の方を対象に接種を開始し、これまでの間、ワクチンの配分量に応じ、接種から一定の間隔を経過した方を



対象に順次接種券を配布し、集団接種、個別接種等を行ってまいりました。

接種は、ワクチンの種類によって、12歳以上の一般、5歳から11歳までの小児、生後6か月から4歳までの乳幼児の3つの階層に分けて実施しております。本町における接種状況は、令和5年2月末現在、全体で1回目は90.2%、2回目が89.8%、3回目が80.1%となっており、国・県よりいずれも高い接種率となっております。

うち小児は、3回目まで接種したのは22.7%であります。乳幼児にあつては、昨年12月から接種が開始され、延べ11週の間隔で3回接種が必要となっていることから、3回接種完了者はまだおりません。

また、昨年9月下旬から、12歳以上を対象とする使用ワクチンは、オミクロン株に対応する2価ワクチンであるオミクロン株対応ワクチンに切り替わりました。これは、重症化予防効果が高く、持続期間は短いものの、感染予防効果も期待されるものであります。町民の皆さんは、接種のタイミングによって3回目、4回目、あるいは5回目に接種され、接種率は58.7%となっており、これも国・県と比較し、高くなっております。

感染状況については、感染者の詳しい報告を求める全数把握が昨年9月に見直され、感染症の患者を診断した医療機関と陽性者健康フォローアップセンターに届けられた新規感染者数が毎日保健所単位で公表されております。

新規感染者数は減少傾向が続いておりますが、町としては引き続き国・県と連携し、町民や事業所等に対し、ゼロ密、手指消毒などの基本的な感染防止対策を徹底してまいります。

次に、2類から5類への移行についてであります。感染症法では、ウイルスの危険度に応じて1類から5類に分類され、国は今年1月27日、新型コロナウイルス感染症の位置づけを、5月8日から感染症法において結核などと同等の2類相当から、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更することといたしました。

位置づけの変更に伴い、3月上旬を目途に具体的な方針を示すとしておりますが、その一例として、医療提供体制については、幅広い医療機関で感染者が受診できる体制づくりを、医療費については患者の急激な負担増が生じないように、自己負担分に対する一定の公費支援などが検討されております。

ワクチン接種については、本年3月31日までとしていた特例の期限が1年延長され、4月以降も引き続き自己負担なく接種できることとなり、5歳以上は9月から12月までに1回、65歳以上や基礎疾患のある方、医療・高齢・障害者施設の従事者は、前倒しで5月から8月までにさらに1回接種する計画となっております。

また、国はマスク着用について、これまで屋内では基本的にマスクの着用を推奨してきましたが、3月13日からは一律にルールとして求めるものではなく、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることに改めました。

これを受け、本町の取扱いを協議した結果、庁内の執務に当たっては、年度内はマスク着用を推奨するとともに、4月1日からは国の方針に沿った運用を実施することといたしました。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月15日に国内で最初の感染者が確認されてから丸3年が経過しました。この間、町民生活は、新しい生活様式としてゼロ密、マスク着用、消毒励行などがいつの間にか日常となり、社会活動、地域活動は制限あるいは中断、中止に追い込まれ、医療現場の負担は逼迫し、また経済活動は停滞するなど、計り知れない打撃を受けてきました。

ようやくウィズコロナ、アフターコロナへ向けた具体的な転換施策の一つが5類移行であり、明るい兆しが見えたものと受け止めてはいるものの、後戻りしないよう引き続き気を緩めることなく対応することが必要だと考えております。

次に、ワクチン接種についてであります。新型コロナウイルスワクチンの副反応については、じんま疹、肩の痛み、発熱、倦怠感、気分不良などがあり、接種会場では医師が処置対応し、電話による相談では、保健師が症状に応じて自宅での経過観察やかかりつけ医での診断などを促しております。中には、集団接種会場で動悸を訴え、医師の指示で救急搬送された例もありましたが、その方も含めて、症状が悪化した事案はないものと認識しております。

また、接種を検討する方から後遺症、副反応についての相談も度々寄せられますが、その都度、ワクチン接種は本人の意思によるものであることを含め、不安を取り除くことに心がけ、丁寧な説明に努めてまいりました。

なお、国ではワクチン接種による副反応での健康被害に対する救済制度がありますが、町内で救済制度を受けられた方はおりません。

次に、介護保険事業計画についてにおける第9期介護保険事業計画はについてであります。介護保険料の基準月額、第7期計画から据え置き、現在の令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険計画においての基準月額は5,900円としております。これは全国自治体の平均6,014円、県内自治体の平均6,110円を下回っており、置賜の平均6,088円も下回る状況であります。しかしながら、介護サービスを利用される方の1人当たりの給付費は年々

増加しており、自己負担は1割ではありますが、物価高騰もあり、町民の負担は大きくなっているものと認識しております。

議員ご指摘のとおり、国の社会保障審議会では、保険料について国で定める標準段階の多段階化と自己負担2割の対象拡大について、今年の夏までに結論を出すよう継続審議となっております。

現在、町では次期第9期事業計画の策定に向けて、町内約3,600人の高齢者に対しニーズ調査を実施し、高齢者本人や介護をされているご家族の意見を集約しているところであります。令和5年度には、国の審議会の結論を踏まえ、要支援・要介護認定者数や各種介護サービス量の見込み、さらには今後国から示される推計人口や介護報酬改定率等を勘案し、事業計画を策定してまいります。

次に、防災体制についての防災無線の在り方についてであります。現在の防災無線については、消防アナログ波無線を使用していた消防団緊急伝達システムから、市町村デジタル波無線を使用した防災行政無線として平成28年度から整備、運用しているものであります。町内21か所に屋外子局を設け、役場に設置している基地局等から配信されるJアラート情報、防災情報、サイレン吹鳴などの情報発信手段として活用しております。

議員ご指摘のとおり、大雨が降った場合の情報発信時には、音声は雨音等にかき消されてしまい、聞こえないとのご意見が多く寄せられていることは町としても把握しております。そのため、防災情報等を確実に伝達するための改善策として、令和4年4月から、音声情報のほかに文字情報を追加して情報配信することが可能となる一斉情報配信システムを整備し、運用を開始しております。

このシステムは、従来の屋外の防災行政無線子局からの音声情報を、個人が所有する携帯電話やスマートフォンへのメール等による文字情報の配信や、登録は必要となりますが、個人宅の固定電話への音声情報配信などといった通信機器を活用して広く情報伝達するものであります。昨年8月3日の大雨時においても、防災情報の発信手段として活用してきた経過があります。

また、屋内でも防災行政無線の音声を確認することができる戸別受信機の配備を進めております。令和3年度、4年度の2か年事業として町内に200台配備を進めており、高齢者等の避難行動要支援者宅等を優先とし、公共施設といった町民が多数集まる施設、小・中学校事務室、各地区交流センター、一部の自治会長宅等に配備をしております。

本システムは、防災情報に限らず、平時における情報発信手段として活用の可能性もある

ことから、今後も音声情報、文字情報の両面で町からの情報が伝わるよう、有効に活用し、情報発信に努めてまいります。

次に、物価高騰についてにおける町民生活への影響はについてであります。電気代、ガソリン、灯油代及び食料品等の値上げが続いており、特に電気代の高騰が町民生活に大きな負担となっているものと認識しております。

町では、これらの対策として国が創設した電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業を活用し、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円の臨時給付金を交付するとともに、町の独自事業として、住民税非課税世帯の世帯主には冬期間の燃料高騰による町民生活の負担の軽減を図ることを目的とした燃料費等支援事業を実施し、1人当たり4,000円の燃料券を世帯人数分支援しております。

また、山形県の補助制度を利用した福祉灯油助成事業では、低所得世帯の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯に対し、家庭用灯油購入費の一部を支援するため、1世帯当たり5,000円の福祉灯油券を助成しておりますが、今年度は県と連携し、さらに5,000円の上乗せ助成を行い、町民生活への支援を拡充しております。

さらに、町内の高齢者介護事業所、障害サービス事業所合計18施設に対し、エネルギー価格高騰緊急支援事業として、事業種に応じ合計404万5,000円を、町内の乳幼児施設、民間保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業者内保育所及び子ども食堂の7施設に対し、入所人数等に応じ合計115万円を、町内の病院、医科診療所、歯科診療所、調剤薬局合計17の医療機関等に対し、施設の区分に応じて合計420万円を交付しております。

なお、燃料費支援事業及び福祉灯油助成事業は、川西町石油組合の加入店舗及び株式会社ジェイエサービスおきたまにご協力いただいております。あわせて町内事業者への経済的波及効果を期待するものであります。今後も、国・県の支援制度の情報収集を行いながら、町民が安心して生活できるよう、様々な支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、置賜定住自立圏構想についてにおける生活交通の在り方についてであります。山交バスの小松米沢間の路線については、利用者の減少やバスの運転手の不足等の理由から、令和5年3月31日をもって廃止の予定となっております。

町外への公共交通手段としてのデマンドタクシー等の広域運行については、以前より置賜管内各市町の共通課題となっており、置賜定住自立圏共生ビジョンの広域的な公共交通網の整備に向けた検討において、圏域における広域的な移動手段の確保と充実を図るため、デマンドタクシーやコミュニティバス等の広域運行について協議、検討が行われております。

今年度は、置賜定住自立圏推進協議会の交通ワーキンググループの取組として、置賜管内から公立置賜総合病院までの移動手段についての実態を把握するため、病院の待合室において、全てのお客様にアンケート調査を実施し、現在、集計と分析が行われているところであります。今後はその集計結果と分析に基づき、課題を整理し、広域運行の可能性について協議が進められるものと考えております。

議員よりご指摘の本町における広域運行の実現については、置賜管内各市町におけるデマンド交通の運行形態の相違や、地元公共交通事業者の健全な事業運営の維持等の課題から、各市町の地域公共交通会議での合意形成や民間事業者との調整等のハードルが高く、思うように進んでいないのが現状であります。

今後とも置賜定住自立圏における協議を含め、様々な視点から広域運行の可能性について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○4番 先ほど申しましたように、本年、町民アンケートを実施させていただきました。返ってきた返事等については町のほうへ要望という形で届けさせてもらっておりますが、やっぱりその中でコロナの感染症の問題は、何か5月から5類に下がるということで、かなりもうコロナについては町民の方々もある程度不安はなくなっているように感じておるのかなという中で調査したわけですが、なかなかまだやはり町民の皆さんはコロナの不安があるということでの回答を寄せていただいております。その中では、特にやはり高齢者とか基礎疾患を持っていらっしゃる方は特に、やはり近所にも声がけがないため、不安で家の中にいることにしていますと。昨年のように町の中で何人いるか知らせていただきたいと思っております。というようなことで、町の状況がなかなかつかめないというところで、家から出られないということ考えていらっしゃる方もいらっしゃるのかなというふうに受け取ったところであります。そんな中で本町のコロナに感染された方の人数はもう全数把握はなくなってきたということですが、町としては町民の方の何%ぐらいが感染されたかというような情報はつかんでいらっしゃるのかどうかお伺いいたします。

○議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

町長の答弁の中にもございましたが、全数把握はなくなりまして、日ごとの置賜保健所管内の新規人数だけというところで発表なさっております。そちらのほうでは把握はしてござ

いますが、途中から1週間ごとの市町村ごとの人数というのも公表になってございまして、そちらの数字は把握しているところでございます。それが最近一桁になりまして、減少傾向といったところで町のほうは把握してございますが、何%といったところではちょっと随時把握していないというのが実態でございます。

以上になります。

○議長 吉村 徹君。

○4番 ということは、全数把握ができなくなってから、その前は川西では何人だという積み上げがあったのかなと思ったんですが、最悪感染された方には大変なご苦勞をされているという状況もありますので、別にこれ以上はまあご質問はいたしません、ただ、今出された要望のように、周りでどういうふうになっているかという状況がなかなか見えない状況にあるということが不安だというふうに思っている方もいらっしゃるということだけはアンケートから読み取れたなというふうに考えているところであります。

また、この次に、ワクチン接種は今もフレンドリープラザで行われているのかどうかについてお伺いいたします。

○議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 集団接種のことなんですが、現在集団接種は行っておらず、全て個別接種のほうに移らせていただいている状況でございます。

以上になります。

○議長 吉村 徹君。

○4番 個別接種というと、かかりつけ医院で行うということになるわけですか。

○議長 小林課長。

○健康子育て課長 かかりつけ医、またはちょっとかかりつけ医を持っていない方につきましては、町内の医療機関を紹介しながら個別接種といったことになってございます。

○議長 吉村 徹君。

○4番 集団接種はやっていないということですが、町長から先ほどご報告ありました4回目あるいは5回目の接種というか、これからの今後のワクチン接種についても、やはりかかりつけ医での対応ということでしょうか。

○議長 小林課長。

○健康子育て課長 町長答弁の中でありました来年度の政府の方針といたしましては、まずは秋冬に全員対象5歳以上を対象と考えておりますが――を対象にするものを行い、前倒し

として5月から8月の間まで高齢者、あと基礎疾患のある方、あと医療とか福祉の事業所の方々を対象に、もう1回できるといった方向性は示されてございます。ただ、今年の接種状況を考えますと、集団接種もやらざるを得ないという方向で今検討には入ってございます。個別接種だけでもちょっと対応し切れない、約8,000名以上の方々が受けられるということが想定されますので、そちら両方で検討させていただいている状況でございます。

以上です。

○議長 吉村 徹君。

○4番 質問については、5月からの5類に下がってからの対応ということで、国との対応が重要な意味になるかと思うんで、だから、そういったことの周知だけはまあこれからもやりながらだと思いますが、本当にこの感染が、かかっても症状が軽く済むというの、皆さんワクチンのおかげだなというふうに感じているところもあるということで、やはりそういった予防の観点から新しい方針が出てくるならば、早速皆さんにワクチン接種を受けていただくような体制を継続してほしいなというふうに考えるところであります。

一番意見があったんですが、やっぱり2類から5類に下がって個人負担が増えるんでないのかなというのが一番町民の方、この厳しい状況の中で感じているようでありますので、丁寧な説明をしていただくような機会を持って当たっていただければなと思っています。

それと、ワクチン接種について、副作用といいますかね、後遺症の関係なんですけど、町長の答弁の中ではいろいろな救済制度を受けているような事態に陥っている方はいないということの状況でありますけど、ただ、アンケートの中で、やはり5回接種した後いろいろな症状が出て医者にかかっているというような方もいらっしゃるって、それがただコロナワクチンのせいだかということとは分からないということなので、そういうカウントされない方なのかなと思いますけれども、ただ、うちの近所でも、やはり感染して終わって1か月か2か月頃にちょっと体調不良でかかりつけの医者に行ったら、感染症というか、後遺症でないかということで治療を受けているという方もあります。そういうことで、例えばそういった状況になったときには、副反応での健康被害に対する救済制度があるとありますけれども、これはどのような国の救済制度なのかわかりません。ちょっとお教えいただければいいかな。

○議長 小林課長。

○健康子育て課長 私のほうからお答え申し上げます。

ちょっと前段整理させていただきたいのは、コロナワクチン接種によって副反応、こちらに対しての救済措置がございまして、今の吉村議員のお話の中にあつた後遺症の救済措置と

いうところではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

この救済措置につきましては、予防接種法に基づく救済措置でございまして、健康被害が生じた場合、それが医師が認めたといったこととございまして、国のほうにその救済措置を求めるという制度がございまして、そちらの制度につきましては該当がないといったところとございまして。

加えて、後遺症のほうなんです、こちら県のホームページ等でも公表されておりますが、後遺症を見ていただける診療所、医療機関、こちらのほうは各置賜地方とかという別で、まずは可能なところは紹介して、そちらのほうに促していくといったことを行っておりますので、加えてご説明させていただきました。

以上になります。

○議長 吉村 徹君。

○4番 申し訳ありません。副反応でなくて後遺症でした。その今の言った後遺症に関しては、ただ、患者本人としては後遺症であるなんていうことを分からないで医者にかかるわけであって、そうすると、その診断を受けた医療機関から県で指定する医療機関へ紹介というか、するような状況というのはあるのかどうか、どうなんでしょうか。

○議長 小林課長。

○健康子育て課長 今の後遺症に対しての紹介するような制度といったところだと思うんですが、そういった町のほうに相談が来たときに、電話等で相談したときに促していくといったところで、制度的に移行するといった取扱いではございませんので、そういった取扱いで後遺症に対しては対応しているといったところとございまして。

○議長 吉村 徹君。

○4番 ワクチンによる後遺症については、それが実際にワクチンの影響で後遺症が出たのかどうかということにはなかなか分からないという状況があるので大変なのかなと。ただ、お話を伺うと、かかりつけに行けば、これはちょっとそういう影響かなという話は受けるぐらいで、間違いなくこうだという結論が出るような医学的知見も今のところはないという状況もありますからあれですが、ワクチンを5回、今度は6回、7回と打つ中で、そういった後遺症なんかも出てくる心配はないのかなというふうにと考えるとところもあるわけでありまして、コロナにかからないか、後遺症にかからないかというふうな状況になっていくと困るなというふうにと考えているところでありました。

そういうことで、今後2類から5類に引き下げた中で、町としては国からのこれからの指



導を受けながらやっていくということではご理解させていただいたところではありますが、それにしても、感染症もほとんど町民の皆さんももうコロナはある程度収束したというふうになっている状況にあるのかなと思いますが、ただ、少なからず先ほどのような高齢者の方や基礎疾患を持った方々はまだまだ心配しているという方もいらっしゃると思いますので、そこら辺を踏まえての対応というものもぜひお願いしたいなというふうに考えるところでもあります。

続きまして、介護保険に移りたいと思いますけれども、これもアンケートをすれば当然こういう結果になるということと言われるかもしれませんが、本当に今、これから後でご質問します物価高騰の問題もありまして、特に年金暮らしとか低所得者の方々の介護保険に対する負担が大きいと。社会保険料の負担という国民健康保険含めての負担について、本当に切実に感じているなということがこの前のアンケートでも寄せられております。そういった中で、本町では今第8期の介護計画で実行しているわけですが、第9期については、これから今アンケートを取ったりしながら、令和6年度からの実施に向けて取り組んでいるということですが、ざくっとおおよそ、やはり県の、それから国の方針もまだはっきり出ないということになっておりますけれども、総じて国が考えておりますというか、状況を見ますと、自己負担も増える、あと介護施設にかかったときの個人負担も増えるというような状況が出てくるのかなと思っておりますが、この町の今行われております7期、8期の中では、町民の負担を減らすために準備基金を取り崩しながら進めてきたという経過があったわけですが、今後、準備基金も取り崩せないような状況にあるのかなと思っておりますが、現在はどんな状況だったのでしょうか。これから来る第9期の計画に向けて、まだ準備基金の余裕はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 質問にお答えをさせていただきます。

今議員からありましたとおり、介護保険につきましては、作成に向けまして今のような流れを積んでおりますが、準備基金のほうということですが、ほかの自治体と比較してということにはちょっとかないませんので、そういうのが多いのか少ないのかということについては申し上げられませんが、ただ、場合によってはそれを取り崩しながら、ご負担のないようなことをすることについては可能かなというふうに考えております。

○議長 吉村 徹君。

○4番 第9期に向けた具体的なものは、先ほどご質問したように、国の方針が出ないうちには大変だということもありますが、ただ、私たちも今回で4年の任期が終わるということも

ありまして、この次、壇上でご質問できるかどうかちょっとありますので、ただ、町民の皆さんから、本当に社会保険料、介護保険料の家計における負担というのがかなり深刻に大変だということで要望を寄せられておりますので、計画を組む段階ではぜひ検討していただきたいというふうに要望しておきます。よろしくお伺いいたします。

続きまして、防災体制についてお伺いいたします。

昨年の8月3日の件についてはいろいろ出されておりますが、これもやはり町民の皆さんのアンケートの中で、防災無線が聞き取りにくかった、聞こえなかったということで、何かの対策をとということで要望はありました。それで、町長からのでは、戸別受信機を200台ということで、3年度、4年度の事業として町内に配置されたということですが、これについては今後とも順次計画的にある程度設置されていくのかどうか、お伺いいたします。

○議長 前山危機管理主幹。

○危機管理主幹 議員のご質問に対してお答えいたします。

戸別受信機につきましては、現在、200台ということで、2か年事業で進めているわけですが、今後の配備につきましては、これまでの状況を踏まえながら、台数の増強につきましては検討していきたいと思っておりますので、現時点では200台ということで進めたいと思っております。

○議長 吉村 徹君。

○4番 総合的にいろいろな電話とかを利用しながら町民に周知徹底していくということになると思いますが、この中で、やはりこのたびの8月3日のときにLINEが役に立ったという方が結構アンケートで寄せられておりました。やはり町民の方、町外にでも出て仕事をしていたり、時間帯的な問題もありまして、情報を得るにはやっぱりそういったLINEとか町のツールを使いながら、徹底して分かるようなことをやっていったほうがいいのかというふうに考えたところでした。そういった意味で、この戸別受信機も当然有効な活用だと思っておりますし、今後そういった従来の防災無線、こういうふうな音声情報なんかのスマートフォンのメール等による情報の発信なんていうことであり、これ当然皆さん、今スマートフォンで情報を得る時代になっておりますので、当然助かるわけですが、そういった今後ものような形で総合的な防災周知のための方策を取っていくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 前山危機管理主幹。

○危機管理主幹 ただいまのご質問でございますが、町長の答弁にもありますように、このた

び、情報配信の一斉配信システムを導入いたしました。その中に、様々な情報発信ツールがありますので、それをまず活用させていただきながら、情報発信に努めていきたいというふうに考えています。あとは、吉村議員からありましたように、LINEの活用の部分でございますが、町としましては川西町のLINEというのがありますので、そちらのほうに登録していただければ自然と情報が行き届くこととなりますので、そういった面での情報を受け取るための周知を図っていきたいと考えております。

○議長 吉村 徹君。

○4番 ぜひ今後とも起こり得るであろう災害が心配されますので、ぜひ被害が少なく、また町民の方の危機を救っていくということで、いろいろな検討をお願いしたいなというふうに考えるところであります。

続きまして、物価高騰についてであります。

このところマスコミでも取り上げておりますけれども、いろいろなものが値上がりして大変だということであるわけでありまして。ただ、町長からもありましたが、灯油の一般的な非課税世帯というか、低所得者の方に対するいろいろな対策はこれまでも行われてきていますし、今後ともやっていかなくちゃいけないと思うんですが、今回の町民1人当たり4,000円というのは非常に受けがよかったというか、町民の皆さんにとっては好評だったと。ということで、いつも問題になるんですが、非課税世帯、低所得者世帯と、そこのはざまにある方々との間の問題というものはありますし、そういった意味では今回のような取組というのが町民の皆さんも納得できるような方策、政策なのかなと思っておりますが、今後そういうことも考えた上での、何か町として今年あたりまた取り組んでいくというようなことがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 原田町長。

○町長 課税世帯全世帯に1人4,000円の物価高騰対策を講じさせていただきまして、本当にいろいろな方からよかったという評価もいただいたところであります。ただいまありましたように、非課税世帯の方と、そこに隣接する方との救済される人とされない人とのこのところというのは、本当に1人就労されていけば非課税世帯になれないというか、ならない、該当しないというふうな、そういう厳しい状況に置かれている方も多数いらっしゃるというのは私も認識しているところであります。今回は、国の補正を活用して対応させていただきましたけれども、今後新たな形で国から示される財源なども十分活用させていただきながら、幅広く物価高騰対策に、負担を感じておられる、みんな町民一人一人負担を感じているわけ

ですから、それが救済されるような対応をしっかりとやっていかなきゃいけないなというふうに思っております。財源確保というのが一番大きな課題でありますので、そのことをご理解いただきながら、町民の皆さんがこれを乗り切れるような支援を検討してまいりたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○4番 コロナ禍で商工業者、農業の方々とかについてもいろいろな施策を行いながら、救済しながらやってきているわけでありましてけれども、今の物価高騰については、町民の方一人一人がもう本当に大変な状況にあるということもあって、ぜひ財源確保に努めていただきながら、やはり町民の生活を守っていくという対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、最後になりますけれども、デマンド交通というか、置賜定住自立圏構想についてでありますけれども、前にもデマンドの件で質問した折にもありましたが、やはりデマンドが不便だという利用者は、当然町長も分かっているとおりに、町民の方が町外に出ていけないということが1つのネックになっているという、これがあるわけでありまして。その折にも、置賜定住自立圏構想推進協議会で対応していくということになっておりますけれども、これにおいて広域運行の可能性について協議が進められてはいるが、なかなか大変だということがありますが、何かこれに対して、何年度までこういう形をやろうというような目標値みたいなものはあるのかどうかお伺ひしたいと思ひます。

○議長 安部まちづくり課長。

○まちづくり課長 置賜定住自立圏共生ビジョンにつきましては、平成31年3月に作成をしておりますして、令和5年度までの計画となっております。この中で、広域的な公共交通網の整備に向けた検討ということでの事業内容がございまして、このスケジュールの中では令和元年度から令和5年度まで、まずはその検討、協議を進めていこうということでのスケジュールとなっておりますところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○4番 ありがとうございます。そういったことで、実施に向けたニーズのためのアンケート調査をやられているよということでもありますけれども、事態は待ったなしといひますか、高齢化も進んでいく中で、町民の皆さんはやはり免許を返納したりしながら地域に住まなくちゃいけないという状況が今現実として出てきているわけでありまして、やはり高齢者の方やひとり暮らしの方々は、足の問題についてもかなりやっぱり真剣に大変だと思ひを持っていらっしやるということがあります。スピード感を持ってやっていただければありがたいな

というふうに考えております。

今回、いろいろなアンケート調査の中で見えてきたもの、やはりなかなか町民の皆さん、今、いろいろな状況の中で、こんな物価高騰という状況の中で、大変な状況にあるというのは町長も当然分かっているところだと思いますが、ぜひ1人も取り残さないという形での施策を考えていただきながら、やはり町民に寄り添った施策をぜひお願いしたいということを申し上げまして、質問に変えたいと思います。ありがとうございました。

○議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、第5順位以降の3名の方の一般質問につきましては、3月6日の本会議において行いますので、ご了承願います。

---

#### ◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 3時03分)